

平成24年第4回定例会

# 東吾妻町議会会議録

平成24年12月 7日 開会

平成24年12月18日 閉会

東吾妻町議会

## 平成24年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

### 第1号（12月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○議員派遣の件について	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	7
○議案第6号の上程、説明、議案調査	9
○議案第7号の上程、説明、議案調査	11
○議案第8号の上程、説明、議案調査	12
○議案第9号の上程、説明、議案調査	13
○議案第10号の上程、説明、議案調査	15
○議案第1号の上程、説明、議案調査	16
○議案第2号の上程、説明、議案調査	25
○議案第3号の上程、説明、議案調査	26
○議案第4号の上程、説明、議案調査	27
○議案第5号の上程、説明、議案調査	28
○議案第11号の上程、説明、議案調査	29
○議案第12号の上程、説明、議案調査	31

○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	33
○発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	35
○陳情書の処理について	36
○散会の宣告	36

## 第 2 号 (12月17日)

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	40
○出席議員	40
○欠席議員	40
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
○職務のため出席した者	40
○開議の宣告	41
○議事日程の報告	41
○発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	41
○中学校統合等対策特別委員会委員の選任について	48
○中学校統合等対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告	49
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	51
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	53
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	54
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	65
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	66
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	66
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	67
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	68
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	69
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	69
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	70
○陳情書の委員会審査報告	71

○発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	73
○発委第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	75
○閉会中の継続審査（調査）事件について	76
○延会について	85
○延会の宣告	85

### 第 3 号 （12月18日）

○議事日程	87
○本日の会議に付した事件	87
○出席議員	87
○欠席議員	87
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
○職務のため出席した者	88
○開議の宣告	89
○議事日程の報告	89
○町政一般質問	89
根 津 光 儀 君	89
青 柳 はるみ 君	95
須 崎 幸 一 君	100
一 場 明 夫 君	106
金 澤 敏 君	115
○町長あいさつ	127
○議長あいさつ	127
○閉会の宣告	128
○署名議員	129

平成24年12月7日(金曜日)

(第 1 号)

## 平成24年東吾妻町議会第4回定例会

### 議事日程(第1号)

平成24年12月7日(金) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について(平成24年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号))
- 第 6 議案第 6 号 東吾妻町暴力団排除条例について
- 第 7 議案第 7 号 東吾妻町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 第 8 議案第 8 号 東吾妻町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第 9 議案第 9 号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第10号 東吾妻町公共下水道及び都市下水路の構造並びに維持管理に関する技術上の基準に関する条例について
- 第11 議案第 1 号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)
- 第12 議案第 2 号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第 3 号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第 4 号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第15 議案第 5 号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第16 議案第11号 東吾妻町第1次総合計画後期基本計画について
- 第17 議案第12号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 第18 発委第 1 号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第19 発委第 2 号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について

第20 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	丸山和政君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	中井充君		

職務のため出席した者

議会事務局長	小林一喜	議事係	水出悟
--------	------	-----	-----

---

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入り、一段と寒くなってまいりました。本日ここに、平成24年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては年末極めてご多用の折、ご参集をいただきここに開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会には平成24年度補正予算案を初め、条例の改正等15件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいというふうに存じます。

会期中、町長を初め執行部各位におかれましては、来る年度の予算編成時期と重なり大変だろうというふうに思われますが、会議の運営に一層のご協力をお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。よろしくお祈りを申し上げます。

---

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成24年第4回定例会開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

ことしもいよいよ20日余りを残すのみとなり、大変気ぜわしい年の瀬を迎えました。本日ここに、平成24年第4回定例会を開催しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

最近の経済情勢は、尖閣諸島や竹島の領有権をめぐる問題に関連した防衛摩擦、欧州の金融危機やアメリカの景気低迷を受け、円高の進行による日本経済への打撃ははかり知れないものがあります。このような国内外の厳しい諸情勢のもとで16日には、今後の国政の方向を決定する極めて重要な意義を持つ第46回衆議院議員総選挙が行われます。

この状況下で、当町でも12月3日に予算編成会議を開催し、年内には各課からの予算要求書が提出される予定であります。引き続き厳しい財政事情ではございますが、主要事業に対し必要性、費用対効果などを精査した事業評価を実施し、財源の重点配分や効率化を図るとともに町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、予算を編成したいと考えております。

さて、本定例会では、専決処分の承認1件、東吾妻町暴力団排除条例を初め条例関係5件、平成24年度東吾妻町一般会計補正予算を初め予算関係5件、その他東吾妻町第1次総合計画後期基本計画についてなど2件を提案させていただく予定でございます。

慎重かつ熱心な審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成24年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、9番、金澤敏議員、10番、青柳はるみ議員、11番、須崎幸一議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から12月18日までの12日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は12日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、12月10日正午までといたしますので、よろしく願いいたします。

なお、限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、一般質問通告書の内容は、具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（菅谷光重君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

---

### ◎議員派遣の件について

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第120条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

去る10月18日に開催されました吾妻郡町村議会議長会主催の平成24年度吾妻郡町村議会議員研修会及び10月24日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の平成24年度群馬県町村議会議員研修会について11番、須崎幸一議員より報告を願います。

11番、須崎議員。

(11番 須崎幸一君 登壇)

○11番(須崎幸一君) まず初めに、平成24年度吾妻郡町村議会議員研修会について報告をいたします。

去る10月18日、中之条町ツインプラザにおいて町村職員合同により研修会が開催されました。「あがつま」という演題で、講師でございますが、県立女子大学群馬センター、副センター長、熊倉浩靖氏により講演を受けました。吾妻郡の由来から始まり、人口6万人の中小都市としての機能点検、資産、課題はいかにして地域資産となるかについての点検。提案としてこれからの吾妻の行政課題の中心は、社会基盤整備推進には県の力が不可欠。県を構成員とする広域連合を真剣に考えたらどうか。そして、あがつま広域連合の目的は、観光基盤整備であるといったことをごさいます。改めて、吾妻郡全体のあり方について考えさせられたものでございます。

次に、群馬県町村議会議員研修会について報告をいたします。

去る10月24日、吉岡町文化センターにおいて、「住民自治の向上と議会改革、住民自治の根幹としての議会を創造する」と題して、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏の講演と、「想定を超える災害にどう備えるか、東日本大震災から学ぶ群馬県の災害特性と対策」と題して、群馬大学大学院工学研究科教授、片田敏孝氏による講演でございました。

前半の江藤俊昭氏の講演内容でございますが、地方分権時代に地方議会が求められる課題や議会の活性化などについてでありました。後半の片田敏孝氏は、釜石市で行ってきた防災教育と東日本大震災での体験をもとに、これからの防災教育のあり方、災害への備えのあり方、考え方を具体的に提案、災害への危機管理対応、災害情報伝達、防災教育、避難誘導のあり方等について地域での防災活動とこれからの防災行政の推進等の講演でありました。お二人の講演内容は、今後の議会活動をする上で大いに参考になった研修会でございました。

以上、閉会中の議員派遣2件の報告といたします。

○議長(菅谷光重君) 須崎幸一議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、11月16日の衆議院の本会議で解散されました衆議院議員選挙に伴う執行経費の追加補正でございます。

今回の総選挙は、12月4日公示、12月16日投開票の日程で行われ、解散後、投票まで30日と非常に忙しい日程となり、地方自治法第179条第1項の規定により11月19日付で専決処分し、告示いたしました。今回は、この専決処分の承認をいただくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

今回承認をいただく専決処分につきましては、先ほど町長が説明申し上げたとおりでございます。衆議院が11月16日に解散されたことに伴いまして、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることになり、これに要する経費について速やかに予算措置を講ずる必要があるため、11月19日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

3ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますが、10款1項1目地方交付税、普通地方交付税の66万7,000円の追加でございます。

次の15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金の1,037万5,000円の追加でございますが、衆議院議員選挙執行経費委託金になります。これは法律による基準により交付されるものでございます。

次に、4ページの歳出をお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費の1,104万2,000円の追加でございます。節の内訳につきましては、期日前投票、投票所における投票立会人等の方々に対する報酬に始まりまして、職員の時間外勤務手当及び賃金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費等合わせて1,104万2,000円でございます。

以上でございますが、ご審議いただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） ご説明いただきましたので、大方理解はしたつもりであります。その中で人件費の非常勤職員、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、賃金、謝金とありますけれども、これら等の内容をもう少し具体的に教えていただければありがたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

非常勤職員報酬につきましては、管理者等の手当、賃金、報酬になります。

時間外勤務につきましては、選挙事務の書記をしております職員等の時間外における手当及び投票事務、開票事務を行う職員等の時間外勤務手当です。

賃金につきましては、期日前投票等に臨時職員をお願いしておりますので、その臨時職員の賃金でございます。

謝金につきましては、投票所等駐車場を借りる謝金でございますので、よろしく願いいたします。

管理職員特別勤務手当につきましては、課長、次長の投票事務等に携わる手当でございます。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） わかりました。これ以上細かく聞いても、ぜひとも選挙でありますので、間違いのないよう完全に執行をしていただければありがたい。

以上で終わります。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第6号 東吾妻町暴力団排除条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町暴力団排除条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の目的につきましては、暴力団による町民及び事業者への不当な行為を防止し、町民等の生活または活動に対する不当な影響を排除するため暴力団の排除に関する基本理念及び暴力団の排除に関する基本的な施策を定めるとともに、町及び町民等の責務を明らかにし、町民が安全に安心して暮らせる社会を確保し、当町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としております。

なお、この条例につきましては、郡内6町村すべてが平成25年4月1日の施行を予定しております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、ご説明申し上げます。

東吾妻町暴力団排除条例につきましては、暴力団の活動資金や上部組織への上納金など資金獲得のため賭博、覚せい剤の密売等の伝統的資金源に加え、社会経済の変化に伴い近年では民事介入暴力、企業対象暴力や公共工事の下請参入に伴う違法行為等の行政対象暴力へとその触手を伸ばしております。町民の血税からなる公金が、暴力団に流れる危険性を有していることはぬぐい切れません。また、人的基盤の確保のため、暴走族構成員等に対し暴力団組織への加入を工作するなどしています。

群馬県内からの暴力団排除を実現するには、県及び県内自治体すべてが暴力団の排除を表明し、統一的な暴力団排除の施策を講じていかなければならず、吾妻郡内の各町村で足並みをそろえ、今回公共事業、事務や公の施設における措置、青少年に対する教育等の措置を規定し、暴力団の排除を推進する暴力団排除条例を制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、第1条で目的、第2条は定義を、第3条で基本理念を規定しております。第4条は町の責務、第5条は町民等の責務の規定で、第6条から第8条までは町の事務事業等の措置でございます。第9条は町民に対する支援等、第10条は青少年に対する教育等の措置、第11条は暴力団利用の禁止、第12条で利益供与の禁止を規定しております。

なお、この条例は平成25年4月1日の施行を予定しております。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第7号 東吾妻町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

特別養護老人ホームいわびつ荘につきましては、今後の施設の管理等のあり方についてご審議をいただくため、公共施設のあり方検討委員会に諮問し、去る11月14日に第1回の検討委員会が開催されたところでございます。このような現状を踏まえ、本条例の全部改正をお願いするものでございます。

主な改正は、いわびつ荘においても指定管理者による管理運営ができるよう関係条項を加えるとともに、条文の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 大変お世話になります。

それでは、説明をさせていただきます。

今回の改正は、ただいまの町長の提案理由にありましたように、いわびつ荘においても指定管理者による管理運営ができるよう改正するものでございますが、改正箇所が多岐にわたっておりますので、全部改正とさせていただきました。

それでは、条文をごらんくださいませ。

改正箇所の説明をさせていただきます。

第1条の趣旨は、改正ございません。

第2条及び3条では、引用法令の条項のずれがございましたので、改正してございます。

そして、第4条、5条は、追加となります。第4条では、指定管理者による管理ということで公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、町長が指定する者に行わせることができるというものでございます。

第5条では、その指定管理者が行う業務を規定しておりまして、第3条の業務はもちろん利用の許可、要するに入所決定ですね、入所の決定から退所の手続まで一切を行うことになります。

第6条の利用料は、別表も含めて整理させていただきました。

第7条は、また追加でございまして、利用料の収受ということで、利用料や介護報酬など一切を指定管理者の収入とすることができます。また、第2項では、利用料の設定には町長の承認が必要と定めております。

第8条は、そのままでございます。

裏面の別表は、第6条の利用料でございます。上段が要介護1から5の方の短期入所及び長期の入所サービスの利用料、下段は要支援1、2の方の介護予防短期入所サービスの利用料となります。

以上、説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了しますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第8号 東吾妻町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年4月の介護保険法改正により市町村には地域包括支援センターの設置が義務づけられ、当町でも保健センター内に地域包括支援センターを設置しております。この地域包括支援センターは、これまでの在宅介護支援センターの機能を強化したものであり、その結果、在宅介護支援センターはその役割を終えましたので、条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、説明させていただきます。

今回条例の廃止をお願いする在宅介護支援センターにつきまして、これまでの経緯を説明させていただきます。

当センターは、介護保険がスタートする前年の平成11年いわびつ荘に併設いたしました。これはもちろん翌12年度から始まる介護保険に対応するためございました。当初は、ケアマネージャー、ケアマネ2人体制で介護認定のための訪問調査が主でございましたが、その後の民間事業者の参入、加えて平成18年4月には介護保険法の改正により地域包括支援センターが創設されました。当然、本町においても保健センター内に保健師を加えた東吾妻町地域包括支援センターを設置し、現在に至っております。そのため在宅介護支援センターにおいては、平成19年4月1日から休止状態となっております。

このように、これまでの在宅介護支援センターの相談機能を強化した地域包括支援センターが設置されたことによりまして、その役目は終えたものと判断し、本条例を廃止するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日まで調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第9号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町では、医療の高度化や被保険者の高齢化等によって医療費がふえ続けており、ふえ続ける保険給付費に見合う財源を確保するため、国民健康保険税の税率を改正し、国民健康保険の健全な運営を図るものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

国民健康保険税の税率改正についてご説明をさせていただきます。

9月の第3回定例議会中の議員全員協議会でもご説明させていただきましたが、国保税につきましては、保険者の病気やけがなどの医療費や出産育児一時金、葬祭費などに使用される目的税でございます。税率の算出につきましては、その年に予測される医療費等から被保険者が支払う一部負担金と国や県からの負担金や補助金などを差し引いた分が国民健康保険税全体の額となります。

町民課から示された保険税収入必要額につきましては、平成25年度の国保税が現行の税率のままでは約7,300万円ほど不足するとのことで、第3回定例議会中の議員全員協議会でもご説明させていただきました税率で、国民健康保険運営協議会に諮問をお願いいたしました。その答申をいただくことができましたので、今回条例改正をお願いする運びとなりました。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

3条につきましては、医療費分の所得割額を5%から7%に。

第5条につきましては、医療費分の均等割額を1万8,000円から2万3,000円に。

第6条につきましては、後期高齢者支援金等の所得割額を2%から2.5%に。

第7条の2につきましては、後期高齢者支援金等の均等割額を6,000円から8,000円に。

第8条につきましては、介護納付金の所得割額を1.8%から2%に。

第9条の2につきましては、介護納付金の均等割額を7,000円から8,000円に改正するものでございます。

税率改正を行うことにより軽減措置につきましても軽減額が変わりますので、第23条の第1号につきましては、7割軽減のことでございまして、アにつきましては医療分の均等割額

を1人につき1万2,600円を1万6,100円に。ウにつきましては、後期高齢者支援金等の均等割額を1人につき4,200円を5,600円。オにつきましては、介護納付金の均等割額を1人につき4,900円を5,600円に。

同条第2号につきましては5割軽減でございます。アにつきましては、医療費分の均等割額を1人につき9,000円を1万1,500円に。ウにつきましては、後期高齢者支援金等の均等割額を1人につき3,000円を4,000円に。オにつきましては、介護納付金の均等割額を1人につき3,500円を4,000円に。

同条第3号につきましては、2割軽減でございます。アにつきましては、医療分の均等割額を1人につき3,600円を4,600円に。ウにつきましては、後期高齢者支援金等の均等割額を1人につき1,200円を1,600円に。オにつきましては、介護納付金の均等割額を1人につき1,400円を1,600円に改正するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第10号 東吾妻町公共下水道及び都市下水路の構造並びに維持管理に関する技術上の基準に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町公共下水道及び都市下水路の構造並びに維持管理に関する技術上の基準に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法が成立したことにより下水道法については、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準並びに終末処理場及び都市下水路の維持管理に関する基準について政令を参酌して、地方自治体の条例で制定する旨の改正がなされたために制定するものあります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

それでは、東吾妻町公共下水道及び都市下水路の構造並びに維持管理に関する技術上の基準に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

提案理由にございました第2次一括法の成立により上位法である下水道法の第7条第2項、第21条第2項及び第28条第2項が改正され、条例委任されたことによる条例の制定でございます。

規定する主な内容といたしましては、第3条に排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、第4条に排水施設の構造の基準、第5条に処理施設の構造の基準、第7条に終末処理場の維持管理に関する基準、第8条に都市下水路の構造の基準、第9条に都市下水路の維持管理の基準を規定しております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに7,188万7,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を81億8,550万5,000円とするものでございます。その概要は、職員の人件費補正、障害者の自立支援事業の追加補正及び基盤整備事業の県営事業負担金の追加等が主な内容でございます。

以下、歳出の主なるものにつきましてご説明申し上げます。

職員の人件費は、6月補正で減額いたしましたが、その後の異動等や共済費の率の改定がありまして約890万円の減額、民生費の自立支援事業では障害福祉サービスとして2,800万円の追加になります。

また、民生費の特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計の繰越金の補正に伴い一般会計からの繰出金は1,205万5,000円の減額となります。

農林水産業費の萩生川西地区の基盤整備事業は予定を早め、事業費3,082万5,000円の追加補正です。

災害復旧費では、台風4号及び17号により被害の農業用施設の災害査定があり、農林水産業施設災害復旧費で360万円の追加補正になります。

以上が歳出予算の概要であります。主な歳入の内訳は、地方交付税を3,578万1,000円追加、国庫支出金を2,187万4,000円追加、県支出金を1,977万6,000円追加し、町債を610万円減額するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議いただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、歳入の部分につきまして企画課のほうより説明させていただきたいと思っております。

それでは、最初に1ページをお開き願いたいと思っております。

一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ7,188万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ81億8,550万5,000円とするものでございます。第2条は、繰越明許費の補正でございます。第3条は、地方債の補正でございます。

次に、詳細についてご説明申し上げます。

5ページをお願いしたいと思います。

第2表の繰越明許費の補正でございます。6款農林水産業費、1項農業費でございますが、

基盤整備事業萩生川西地区の工事費の増に伴う2,800万円の追加でございます。

下の第3表地方債補正でございますが、道路整備事業過疎債の限度額を610万円減額し、1,830万円に変更するお願いでございます。

続きまして、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお願いしたいと思います。

10款の地方交付税につきましては、3,578万1,000円の追加でございます。

12款の分担金及び負担金ですが、小規模土地改良事業及び台風17号による災害復旧の受益者負担金として55万6,000円の追加でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金ですが、障害者自立支援介護給付費の給付額の増加に伴う法定負担分の増額1,400万円の追加でございます。

その次の2項国庫補助金ですが、町道内野・山田川線の道路改良事業の補助率変更に伴う補助金の追加549万9,000円と橋梁の長寿命化計画事業の補助率変更に伴う補助金の追加17万5,000円でございます。

次の3項委託金ですが、ダム関連事業の道路事業委託金の220万円の追加でございます。

15款県支出金、1項県負担金ですが、障害者自立支援介護給付費の給付額増加に伴う法定負担分の増額700万円の追加でございます。

8ページをお願いしたいと思います。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金ですが、県単小規模土地改良事業補助金の追加で390万円。東日本大震災によりずれた地籍調査の基準点の復元事業に148万5,000円。捕獲頭数の増に伴う有害鳥獣駆除補助事業補助金の追加として43万5,000円のお願いでございます。

5目商工費県補助金ですが、緊急雇用創出事業補助金422万9,000円の追加でございます。

7目農林水産業施設災害復旧費県補助金ですが、台風4号及び17号による災害復旧費補助金165万2,000円の追加でございます。農地補助率50%、施設補助率65%の補助率でございます。

3項委託金でございますが、工事費の増加に伴う萩生の県営土地改良総合整備事業委託金の追加107万5,000円でございます。

21款の町債でございますが、工事費の減少に伴う過疎債の610万円の減額でございます。

以上、歳入の補正額の合計が7,188万7,000円というものでございます。

歳出につきましては、各課で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願

たします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、歳出について説明させていただきます。

まず最初に、各課にわたる人件費につきましては、人事異動及び共済組合負担金の負担率の改定によるものが主な内容でございますので、よろしくお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費及び2款1項1目一般管理費につきましては、人事異動及び共済組合負担金の負担率の改定によるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 歳出の10ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項4目会計管理費、3節の職員手当でございますが、これは会計部門職員4名分の時間外勤務手当の追加でございます。平成24年分所得税の所得控除に一部改正があったため、年末調整業務等に影響が出たものによるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、2款1項12目簡易郵便局費でございますが、厚田簡易郵便局のエアコンの購入費でございます。

続きまして、13目交通対策費につきましては、交通指導員の装備品購入費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 続きまして、2款2項徴税费、1目税務総務費でございますが、税務職員1名分の異動に伴う給与、手当、共済費の89万4,000円の減額でございます。

2目賦課徴収費、13節委託料でございますが、県の緊急雇用創出基金事業補助金を利用して、現在紙ベースで管理しております地籍調査未実施地区の岩島地区、坂上地区の地籍図をデジタル化するための委託料でございます。補助率は、100%でございます。

なお、この事業につきましては、平成24年度から平成25年度にかけて継続して実施するものであり、今回は24年度分でございます。25年度分につきましては、25年度の当初予算でお願いしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

では、11ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございます。28万6,000円の減額の  
お願いでございます。これにつきましては、職員5名分の人件費等で、給与改定による減額  
でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

続きまして、7項ダム対策費、1目ダム対策総務費351万円の追加のお願いでございます。  
内訳はダム対策総務費で、異動及び共済費改定による14万9,000円の減額、天狗の湯管理運  
営費で共済費4万1,000円の減額と需用費の灯油代金150万円の追加、八ッ場ダム水源地域  
整備事業で国からの委託事業の町道4009号線共有地土地購入費と補償金で220万円の追加で  
ございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） お世話になります。

2款8項1目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますけれども、人事異動及び給与改定によ  
る減額6万6,000円のお願いでございます。

1枚ページをめくっていただきまして、次に2款9項2目温泉センター管理費でございま  
すけれども、67万1,000円の追加のお願いでございます。

内訳といたしましては、人事異動及び給与改定による252万9,000円の減額と燃料費高騰  
による灯油代220万円の追加、電気料金値上げによる光熱水費100万円の追加のお願いでご  
ざいます。

続きまして、2款9項3目温泉センター食堂費でございますけれども、給与改定による減  
額4万1,000円のお願いでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、13ページ、3款の民生費に移ります。

1項の社会福祉費、1目の社会福祉総務費39万円の減額ですが、ごらんのとおりすべて人  
件費でございますので、よろしくをお願いいたします。

2目の障害児者自立支援費では、障害福祉サービス給付費2,800万円の追加のお願いでご  
ざいます。これは、障害児者の療養介護給付費、グループホーム給付費、宿泊型自立訓練費  
等が主なものでございまして、当初見込みを上回る利用者が出たということでご理解をいた

だきたいと思います。本給付費の4分の3は、国・県負担金として歳入措置してございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 説明の途中でありますが、ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前10時58分)

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

(午前11時10分)

---

○議長（菅谷光重君） 続いて、説明願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） では、13ページをお願いいたします。

同じく3目国民年金費でございます。52万5,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、13節委託料、電算処理業務委託料の追加で、現在、国民年金適用関係届出書は紙ベースで行っておりますが、今後はCD、DVDの報告となるため、システム改修委託料が必要となりました。その追加でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 4目の老人福祉費では、1,209万9,000円の減額でございます。

説明欄をごらんください。

老人福祉事業として、1,205万5,000円の減額ですが、これはいわびつ荘特別会計の決算で繰越金が確定しましたので、それに伴うところの一般会計からの繰出金の減額でございます。詳細は、いわびつ荘特別会計補正予算のほうで説明させていただきます。

次の地域包括支援センター事業、4万4,000円の減額は、人件費でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目国民健康保険費17万5,000円の減額のお願いでございます。職員5名分の人件費で、給与改定によります減額でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 2項の児童福祉費、2目の保育所費76万5,000円の減額でございます。ごらんのとおりすべてが人件費でございますので、よろしく願いいたします。  
14ページをお願いいたします。

続きまして、4款の衛生費でございます。1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費24万円の減額ですが、これもごらんのとおり人件費でございますので、よろしく願いいたします。  
以上です。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目環境衛生費でございます。環境衛生費200万円追加のお願いでございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、これは前回も、9月でもお世話になったんですが、太陽光発電システム設置費補助金の追加で、今年度既に41件の申し込みがありました。あと15件ほど申し込みが予定されるため、200万円の追加のお願いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 4款3項1目の簡易水道費でございますが、簡易水道特別会計への繰出金188万7,000円の減額のお願いでございます。この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のところの説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 続きまして、6款1項1目の農業委員会費でございます。給与改定所要額、職員共済組合負担金の9万4,000円の減額でございます。

15ページをお願いいたします。

2目農業総務費でございます。職員11名分の給与改定所要額11万5,000円の減額でございます。

3目農業振興費では、印刷製本費14万3,000円の増額のお願いでございます。

6目の農地費でございます。3,747万5,000円の増額のお願いでございます。

説明欄をお願いします。

基盤整備事業、萩生川西地区で事業量の増加に伴います備品経費31万4,000円、一時利用指定の委託料76万1,000円と県営事業負担金2,975万円、また県単小規模土地改良事業では、県民参加型による機械借上料及び工事材料費。工事費では、植栗上北地区排水路整備工事、本宿、本丸地区の補完工事の増加によります665万円の増加のお願いでございます。

7目の地籍調査費では、東日本大震災の影響によります基準点の検証測量のための198万円の増額をお願いでございます。

6款2項1目林業振興費でございます。201万6,000円の増加をお願いでございます。特用林産施設体制整備事業補助金では、シイタケの原木洗浄機購入の補助金32万円、有害鳥獣捕獲事業で23年度のあがしし君工房運営負担金57万円と有害鳥獣捕獲事業負担金では、イノシシなど捕獲が当初より大幅にふえたことによります112万6,000円でございます。

7款1項1目商工総務費ですが、職員3名分の給与改定所要額8万4,000円の減額でございます。

3目観光費では、36万円の増額をお願いでございます。来年1月に前橋で行われます国内観光活性化フォーラム出店負担金10万円と職員の時間外勤務手当26万円の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 8款1項1目道路橋りょう総務費でございます。異動及び共済費改定による30万8,000円の減額をお願いでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

3目道路改良費28万5,000円の減額をお願いでございます。町道1281号線におきましては、既に測量設計が終了いたしました。のり面の崩落と新たな水みちの発生により再測量が必要となりましたので、135万円の追加と工事費につきましては、一部を内野・山田川線に追加し、163万5,000円の減額をお願いでございます。

次に、2項1目都市計画総務費でございます。上信自動車道の住民説明会等による時間外勤務手当27万4,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金597万4,000円の追加のお願いでございます。この内容につきましては、下水道事業特別会計補正予算のところの説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 9款1項1目消防費でございますが、主なものは県外研修の中止に伴います減額と小型ポンプ及び詰所シャッターの修理費でございます。

続きまして、3目防災費でございますが、台風4号及び17号に伴います時間外手当の増額と防災マップの印刷費が主なものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（中井 充君） お世話になります。

それでは、引き続きまして18ページをお願いしたいと思います。

10款教育費でございますが、1項教育総務費の2目事務局費並びに5目の給食調理場運営管理費につきましては、主に人事異動及び共済組合費の負担率の変更による減額でございます。事務局費につきましては総額104万6,000円の減額並びに給食管理運営費につきましては、総額につきまして90万2,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、19ページをお願いしたいと思います。

3項中学校費、1目学校管理費につきましては、職員の転居に伴う通勤手当改定並びに共済組合負担金の率の変更に伴う変更でございます。総額8万円の減額のお願いでございます。

続きまして、4項の幼稚園費になります。1目幼稚園管理費につきましては、共済組合負担率の変更による減額並びに原町と太田幼稚園の庭山の補修が出てきまして、この補修の工事と岩島幼稚園の駐車場に係る湧水処理の工事が出てきまして、工事費の請負費の追加で総額として48万9,000円の増額をお願いとなっております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（丸山和政君） 続きまして、11款1項1目農業用施設災害復旧費360万円の増額のお願いでございます。台風4号によります泉沢地区災害復旧工事及び台風17号によります原町地区の災害復旧工事でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第2号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度決算による繰越金の確定と一般管理費の増減によるものでありまして、70万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,399万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

4款1項1目の一般会計繰入金1,205万5,000円の減額でございますが、これは次にあります繰越金が確定いたしましたので、必要額を差し引きまして減額するものでございます。

次に、5款1項1目の繰越金1,275万7,000円の追加ですが、これは先ほど来から申し上げておりますように前年度決算による繰越金が確定したところによる追加でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費70万2,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

異動及び給与改定所要額は人件費で、合わせまして63万8,000円の減額となります。光熱水費24万円の追加は、電気料のお願いでございます。備品等修繕料50万円の追加は、業務用洗濯機及びボイラー等の修理代でございます。庁舎等修繕料60万円の追加は、高圧ケーブル絶縁不良修繕や施設内の電柱移設費等でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第3号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,795万円を追加して、総額をそれぞれ1億4,272万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、県道改修工事に伴い光ケーブル移転工事及び光ファイバー芯線の賃貸借に伴います改修工事費の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款1項1目地域開発基金繰入金につきましては3,184万4,000円の追加でございます。

5款1項1目の繰越金は、前年度繰越金の確定に伴います15万6,000円の追加でございます。

6款1項1目雑入は、道路改修に伴います補償費の追加と光ファイバー芯線の貸付料の減額でございます。

7款1項1目過疎債につきましては、2,300万円の減額をお願いでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款2項1目情報通信施設事業費につきましては、光ケーブル移設工事費945万円の追加と光ファイバー芯線の賃貸借に伴います改修工事費850万円の追加のお願いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに597万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,503万9,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、繰入金の597万4,000円の追加でございます。

歳出といたしましては、総務管理費24万3,000円の減額、建設事業費193万9,000円、施設管理費427万8,000円の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、4ページの歳入をごらんください。

5款1項1目の一般会計繰入金597万4,000円の追加のお願いでございます。主な理由は、公共下水の取付管及び公共枡設置工事費の追加、処理場等の電気料等の追加に伴うものでございます。

続きまして、5ページの歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費24万3,000円の給与改定に伴う減額。

2款1項1目の公共下水の取付管及び公共枘設置工事費の追加193万9,000円。

3款1項1目の11節需用費138万円は、処理場及びマンホールポンプ等の電気料追加。13節委託料156万4,000円は、農業集落排水の汚泥肥料運搬委託料と施設管理業務委託料の追加でございます。汚泥肥料の運搬委託料は、放射性物質が基準値をオーバーして処理場に保管している汚泥肥料を東部衛生センターまで運搬する委託料でございます。

3款1項1目27節公課費133万4,000円の追加は、下水道事業の消費税の追加でございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第5号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに532万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,555万2,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、繰入金の188万7,000円の減額、繰越金の558万5,000円、雑入の63万円、町債の100万円の追加でございます。

歳出といたしましては、維持管理費532万8,000円の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださ

いますようよろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、老朽管布設替え工事の追加に伴い簡易水道事業債、過疎対策債ともに限度額を50万円追加し、起債限度額を250万円とするものです。

続きまして、4ページの歳入をごらんください。

3款1項1目の一般会計繰入金188万7,000円の減額でございます。

4款1項1目の繰越金558万5,000円の追加は、前年度決算の確定によるものです。

5款1項1目の雑入63万円の追加は、土地改良事業の補償金の追加です。

6款1項1目簡易水道事業債と2目過疎債は、老朽管布設替え工事の追加に伴うものです。

続きまして、5ページの歳出をごらんください。

1款1項1目の維持管理費でございますが、異動及び給与改定に伴う人件費14万1,000円の減額。需用費100万円の追加は、配水池2カ所の流量計修繕料です。役務費は、水道機械設備保険料28万2,000円の追加。工事費418万7,000円の追加は、老朽管布設替え工事に100万円、土地改良関連工事68万7,000円、箱島配水池水位調整弁交換工事250万円の追加によるものでございます。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第11号 東吾妻町第1次総合計画後期基本計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町第1次総合計画後期基本計画について、提案理由の説明を申し上げます。

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されており、基本構想は東吾妻町の将来像と町づくりの基本理念を示すとともにそれを実現するための基本方針と施策の大綱を明らかにするものです。

今回策定の後期基本計画は、基本構想実現のため各分野で取り組むべき施策の基本方向と施策の体系を明らかにするもので、平成25年度から平成29年度までの後期5カ年間の計画でございます。この後期基本計画について東吾妻町議会基本条例第7条第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

説明に入る前に本日皆様のお手元にA4で1枚の紙を配付させております。これについてもこの後、簡単に説明させていただきたいと思っておりますので、これらを参照にお願いしたいと思っております。

本総合計画なんでございますけれども、新町基本計画を基礎に今後10年間の社会経済情勢の変動に対応して、町民と行政が一体となって計画的に町づくりを進めていくための基本指針として策定をされました。

この総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されており、基本構想は東吾妻町の将来像と町づくりの基本理念を示すとともにそれを実現するための基本方針と施策の大綱を明らかにするものでございます。

今回策定をした後期基本計画につきましては、基本構想実現のため各分野で取り組むべき施策の基本方向と施策の体系を明らかにするもので、平成25年度から29年度までの5年間の計画となります。

現在策定中の基本計画で示した達成目標や基礎的施策を計画的、効率的に実現するための具体的な計画として実施計画がございまして、これは毎年度の予算の指針となるものであり、機動性、柔軟性を確保するため3年間の計画とし、毎年度ローリングを行っていくものでございまして、一番最初のものにつきましては、今現在調整中でございます。

次に、パブリックコメントによる意見募集の状況でございますが、10月1日から31日の一月間で募集しました。その結果を本日お手元に配付させております。結果ですけれども、1名の方から3件の意見提出がございました。意見の概要とこれに対する町の考え方は、配付されましたA4判の提出された意見の概要とこれに対する町の考え方としてまとめ、現在、町のホームページ上で公表中でございます。ご意見を踏まえて今後の事業展開に反映させていただきたいということや、ご意見を踏まえ修正を行ったことを町の考えとして公表させていただいております。

次に、9月の議員全員協議会で後期基本計画の説明をさせていただいた際に、議員の皆様より出された意見につきましては、極力反映させていただいておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

内容的には、パブリックコメントの意見による追記をして、修正を行った部分や先ほど申し上げましたけれども、9月の全員協議会で議員皆様よりいただいたご意見を踏まえ、修正及び追記した部分、現下の状況により必要な修正、追記の以外につきましては9月の全員協議会で説明したとおりでございますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

簡単ですけれども、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第12号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の組合規約の一部改正は次のとおりです。

第3条の共同処理する事務に第15号を追加する改正です。

内容は、平成18年に事業認定を受けて、訪問介護及び介護予防訪問介護事業並びに特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業に関する事務を実施しております。

今回、事業認定の更新に当たり規約に明記することとされたため、共同処理する事務として追加するものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、お手元の新旧対照表をお願いしたいと思います。一番最後のページになるかと思えます。

今回お願いいたしますのは、先ほど町長が説明をいたしました但、組合規約第3条の共同処理する事務に第15号を追加する改正のお願いでございます。

現在、吾妻養護老人ホームにおいては、平成18年10月1日付で、県知事よりサービス事業者の指定を受け、先ほど町長より説明のありました4つのサービス事業を行ってきております。この指定を受けたことによって施設は、養護老人ホームを利用してサービスの提供がなされ、介護収入により事業運営がされてきているところでございます。本来ですと、この時点において規約の改正がされるべきなんでしたけれども、今回お願いする次第ということになったわけでございます。

今回の規約改正に当たりまして、県の介護高齢課及び市町村課と十分に協議を重ねて、平成18年度からの事業が有効になることが確認されましたので、これを踏まえ附則の適用の遡及をして、平成18年10月1日とするものでございます。

また、この間の介護収入により町の負担金も軽減されてきたことも事実としてございますので、ご理解の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第18、発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は、趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇）

○議会運営委員長（橋爪英夫君） それでは、発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げたいと思います。

この条例は、地方自治法の改正によるものであります。先般の30日の議員全員協議会の中でも議員の皆様にご説明を申し上げたところではありますが、国は本年の3月9日に地方自治法の一部改正を提出し、衆議院、参議院で可決成立して9月5日に公布されたわけでありませう。

その改正概要の大きな点は、5つに分かれておりまして、1つは、地方議会の会期の条例によるものであります。定例会、臨時会を条例によって通年議会に、通年会期にできるという内容がまず1点。

2点目は、臨時会の招集権の問題であります。招集権については、町長ということになっておりますが、今回の自治法の改正でもって臨時会を議長が招集することもできるということに変わったわけであります。

3つ目は、議会の運営のことではありますが、委員会に関する規定の簡素化ということでありませう。これについては委員の選任の方法や在任期間等について委員会で条例を委任することができるということになったわけでありませう。

4つ目は、議会の調査権の問題であります。これは議会の調査権について選挙人、その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出等を請求する場合には、特に必要があると認めるときはできるということになりましたが、要件を明確にしたということでありませう。

5つ目は、政治活動の点ではありますが、政務調査費が政務活動費ということになったということでありませう。

地方自治法の大きな改正点がその上位法ではありますが、それに伴い当町の議会委員会条例

の一部を改正するわけではありますが、皆さんのところに配付の資料をごらんいただきたいと思うんですが、新旧対照表でもってご説明を申し上げます。

改正前と改正後がありますけれども、委員の選任ということで7条の第1項がここに、右のほうに掲載されておりますが、この7条の1項を左のほうに向けていただいて、改正後はということで1項は、議員は少なくとも1つの常任委員となるものとするということが1項になります。

そして、2項、3項に、ここに入っておりますように、常任委員及び議会運営委員はということで2項が入り、3項に特別委員会の関係が入ります。

そして、旧法の1項が4項に変わるという内容であります。

そのほかは、略式で任期の問題、委員の申し出、委員の任期等が5、6、7とありますけれども、省略をさせていただきます。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 趣旨説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） じゃ、自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第19、発委第2号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇）

○議会運営委員長（橋爪英夫君） それでは、発委第2号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則についてであります。

東吾妻町議会会議規則（平成18年東吾妻町議会規則第1号）の一部を改正する議会規則を別紙のとおり提出する。

平成24年12月7日提出。

提出者、議会運営委員会委員長、橋爪英夫でございます。

1枚はぐっていただいたところに一部改正の内容を列挙してございますけれども、説明はもう1枚はぐったところに新旧の対照表がございますので、そこをごらんいただきたいと思います。

改正前のところは、ここに13で切れておりますが、左のほうをごらんいただきますと公聴会、それから15章で参考人ということが入っております。今回の改正でもって、今までは委員会もしくは特別委員会で公聴会とか、参考人の招致ができたわけでありまして、今回の改正でもって本会議においても公聴会、それから参考人招致ができるということになりましたので、ここに14章、15章を加えさせていただきたいと思います。

そのほか会議録以下は、16、17、18、19ということでございます。

なお、その下には17条であります。これは自治法の中で115条の2が115条の3に変わったということでもあります。

それから、73条の関係は、109条の2第4項が、109条第3項に変わったということでもあります。

そのほか左下に14章と公聴会の関係が入っております。

以下、このように新しく入ってきたものであります。117条、118条、119条ということで、ずっとあるわけでありまして、この間も30日にご説明を申し上げますので、簡略でございますけれども、以上をもって説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願

いたします。

○議長（菅谷光重君） 趣旨説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 席へお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎陳情書の処理について

○議長（菅谷光重君） 日程第20、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり総務建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の各常任委員会に付託しますので、その審査を12月14日までに終了いたしますようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分審査くださるよう申し上げます。

以上です。

なお、次の本会議は12月17日、午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午前 11 時 59 分)

平成24年12月17日（月曜日）

（第 2 号）

## 平成24年東吾妻町議会第4回定例会

### 議事日程(第2号)

平成24年12月17日(月)午前10時開議

- 第1 発議第1号 中学校統合等対策特別委員会設置に関する決議について
- 第2 中学校統合等対策特別委員会委員の選任について
- 第3 中学校統合等対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告
- 第4 議案第6号 東吾妻町暴力団排除条例について
- 第5 議案第7号 東吾妻町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 第6 議案第8号 東吾妻町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第7 議案第9号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第10号 東吾妻町公共下水道及び都市下水路の構造並びに維持管理に関する技術上の基準に関する条例について
- 第9 議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)
- 第10 議案第2号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第3号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第13 議案第5号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第14 議案第11号 東吾妻町第1次総合計画後期基本計画について
- 第15 議案第12号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 第16 陳情書の委員会審査報告
- 第17 発委第3号 意見書の提出について(安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書)
- 第18 発委第4号 意見書の提出について(介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書)

第19 閉会中の継続審査（調査）事件について

第20 町政一般質問

### 本日の会議に付した事件

日程第19まで

### 出席議員（14名）

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	丸山和政君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	中井充君		

### 職務のため出席した者

議会事務局長	小林一喜	議係	水出悟
--------	------	----	-----

---

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

なお、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第1、発議第1号 中学校統合等対策特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

8番、茂木議員。

（8番 茂木恒二君 登壇）

○8番（茂木恒二君） おはようございます。

今、議長のお許しをいただきましたので、趣旨説明をさせていただきます。

中学校統合等対策特別委員会設置に関するということで、私が提出議員の茂木恒二でござ

います。賛成議員として、山田信行議員、それから賛成議員として一場明夫議員、3名の連名で今回の決議を提出させていただきました。

まず、付託調査事項ということで、2点挙げております。1点は、中学校統合に関する諸問題について。2点は、統合に関係することで、給食調理場建設に関する諸問題について。

それから、委員の定数については、議長を除く13名。議長については、どの委員会にも出られるということですので、13名といたします。

それから、特別委員会については、議員の皆さんはご承知だと思いますけど、特に特別委員会の設置については、特に慎重に審査、調査を進める必要のある事件について、議会の議決によってその都度設置されるという趣旨のものでございます。

まず、今回、中学校統合に関する諸問題についてという、統合に関することなんですけども、私の認識は、中学校統合は、子供たちの数が減少していく中で、いずれの時期にはやらざるを得ないというんですか、やるべきだというのが自然な考えだと思います。そういうことで、中学校統合を行うとすれば、これは町を挙げての大事業であるという認識を持っております。

大事業ということの理由としましては、子供たち、将来を担う子供たちに与える影響、それから子供たちの父兄の皆さんがいろいろに不安とか、いろいろな期待もあると思いますが、それに与える影響、それから、過疎化が言われている中で地域に与える影響。特に学校については、地域のコミュニティーの中心である。それから、先ほど言いましたように、過疎化の問題にも大きくかかわってくる。大きな影響がある。

それから、教育については、コストを判断の基準にすべきではないというのはよく言われていることなんですけども、統合に伴う経費。議員として私が聞いている範囲では、財政面で給食センターの計画がありますけれども、執行部からの報告によりますと、新築工事6億円かかる。これは運営管理費は含まれていない金額でございます。6億円。それから、校舎の増改築ということになりますと、4億円かかる。それから、関連して、スクールバスについては、執行部のほうから金額が示されておられません。おりませんけども、給食センター、校舎増改築を合わせた額でも10億。プラススクールバスということになると、十数億円の大事業ということになる。そういうことから考えますと、これは住民の皆さん、主権者である住民の皆さんの理解を大前提として、住民の皆さんの協力を得なければ、統合はなし得ない。それから執行部、行政については、十分に検討され、それからその検討された状況によりまして、きめ細かい計画と住民の皆さんへの丁寧な説明が必要である。それから、住民の代表

で構成する議会についても、十分な説明が必要である。議会は住民の代表ということで議員が送り込まれているわけなんですけども、行政側から、執行部から、十分な説明と資料、そういうのに基づいて慎重な審査、調査研究をする立場にある。住民の皆さんから、行政について、言い方があれなんですけども、暴走しないようにというか、もし間違った方向に行った場合には、チェック、監視する重要な役割を担わされている。そういう面から言いますと、先ほど言いましたように、町を挙げて行うべき大事業である。住民の皆さん、それから行政、議会、3者が一体とならなければ、この大事業はなし遂げられないのではないかというのが私の認識でございます。

統合をやるとすれば、統合は絶対子供たち、あるいは地域のためにとっても、失敗するわけにはいきません。失敗だったというわけには絶対いかないんです。それから、十分な検討や議論がなされないまま、準備不足のために統合後に混乱が起きた。これも子供たちのためにも許されないことなんです。そういうことから踏まえて、今回はそういう大前提のもとで、今回の発議をさせていただきました。

それから、現在の委員会の状況について、確認といたしますか、報告しますと、常任委員会というのが2つあります。総務建設常任委員会、それから文教厚生常任委員会、これは7名、7名で、それぞれ7名、7名の議員によって構成されています。これは議員の希望に基づいて調整しながら、どこの委員会に所属するかというふうに決まるわけなんですけれども、私は総務建設常任委員会のほうに所属しております。あと、特別委員会というのが4つ設置されております。議会広報対策特別委員会、これも半数の議員で構成されております。八ッ場ダム対策特別委員会、行財政改革推進特別委員会、それから、最近設置されました東日本大震災復興対策特別委員会。東日本大震災復興対策特別委員会については、議長を除く13名の方が所属しております。ですから、議長はどの委員会にも出られますので、全員が所属する委員会とすれば、東日本大震災復興対策特別委員会1つ、それのみでございます。こういう本会議とかいろいろな形で議論しますけども、委員会については、いろいろな制限がほとんどないというか、納得いくまで質問ができる。それから、説明員の方を要請することもできる。いろいろな意味で議論が尽くされる。どちらかといいますと、議会の運営は委員会主義とっていいほど委員会にいろいろな形で調査研究がゆだねられているという状況でございます。

1つ例としまして、これはちょっと言い方が難しいんですけど、7名、7名に分けるために、委員会のメンバー構成により、意見集約評決の内容に相違が出てくる。これはある意味

やむを得ないことだと私は思います。これはよいとか悪いとかという問題ではないと思います。

1つの例として、給食センターの場所の問題について、今いろいろな形で議論されているわけなんですけども、これは議会報告会で委員長のほうの報告、住民の皆さんから質問があって、文教の委員長が答えたことなんですけども、給食センターの場所の問題については、文教厚生常任委員会は完成した設計図を執行部より説明を受けて、審査、調査研究をするというふうに、文教の委員長は報告を議会報告会でしております。もし間違ったら、訂正をしてください。

同じ委員会でも、行財政改革推進特別委員会は、給食センターの場所については、選定の過程が不透明であると。その主な理由として、一たん事業の進行をとめ、再検討すべしという委員会のメンバーで評決。委員会ですから議決という形でなくて評決をいたしました。その評決を執行部へ申し入れをしたと。ですから、同じ委員会といいながらも、結論というか意見の集約したときに、方向性が違ってくる可能性がある。これは何度も言いますが、いいとか、悪いとかという問題ではなくて、そういう構成しているために起こり得ることだと私は思います。

ただ、先ほど言いましたように、中学校統合という町を挙げて取り組むべき大問題について、委員会に所属する議員間で情報の格差があってはならない。先ほど言いましたように、3者が一体とならないと、この大事業はなし遂げられないというのが私の認識でございますから、全議員が統合について共通の情報と共通の知識を持って議論をすべき問題である。委員会に所属する総務建設と文教と、所属する委員会によって、議員間に情報格差が生じてはならないというのが今回の私の発議の基本的な考えだと。

それからもう一つ、当町では、常任委員会、特別委員会もそうなんですけど、委員会のメンバーは2年に1回、本人の希望をもとに調整します。ということは、来年の6月の議会からだと思いますけど、それぞれ常任委員会、特別委員会のメンバーも構成が変わる可能性があります。そういうことからいうと、現在、文教厚生常任委員会の所管ということで、中学校統合問題について、主に調査研究しておりますけれども、もしメンバー構成が変わって、そうしますと、さっきの委員会の例の意見の相違が出てくると言いましたけど、またメンバー構成によって方向性が変わる可能性が、これはあくまで可能性なんですけど、可能性がある。そういうことから見ると、住民の皆さんから見ると、一貫性がない、継続性がないと、結果的に。委員会の方向がということが可能性として起こり得ると。現在の委員会体制でいきま

すと、起こり得る可能性があります。

それから、今回の提案したいろいろの背景というか理由の中に、行財政改革推進特別委員会は、先ほど給食センターの問題について、進行をとめて再検討すべしという評決を行いましたけども、それに関連して、議会運営委員会に対して、特別委員会の立ち上げを委員長名で議会運営委員会に対して申し入れを行いました、委員会として。

それから、議会報告会。5地区を議会報告会ということで、議員が出向いて、町民の皆さんから直接に聞こうということで開いたわけなんですけども、その中で、町民の皆さんから、中学校統合問題について、特別委員会を設置すべきではないのですかという、複数の方からそういう意見が出されました。

そこで、まだ記憶に新しいことなんですけども、9月の定例議会において、東吾妻町議会は、東地区の幼小中のPTAの会長連名の、中学校統合の再検討に関する陳情を採択いたしました、9月議会で。その陳情の内容というか趣旨については3点掲げております。統合時期を再検討してほしい。それから、地域住民とのさらなる対話を促進してほしい。3番目が町議会の場で公平な審議を仰ぐ。この3点が陳情の趣旨でございました。この陳情の趣旨を踏まえて、当議会は採択をいたしました。これは私の解釈なんですけれども、3番目の町議会の場で公平な審議を仰ぐ。いろいろな見方があると思いますけども、先ほど委員会の構成メンバーによって方向性が変わる可能性もあるというふうにお話ししましたが、公平な審議ということから考えますと、一方づかない議員全員の意見が反映する場。そういう委員会では審議してほしいというふうに私は受けとめております。半数の議員で構成する常任委員会とは異なる、全員で構成する特別委員会の設置を要望しているものと私は解釈をしております。

以上、今回の特別委員会の設置について発議いたしましたけれども、提出議員として、その主たる理由を述べさせていただきました。ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上で趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特別質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自席にお戻りください。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

当町は少子化が急激に進行して、学校統合をせざるを得ない状況になっていることから、私も近い将来に中学校統合が必要であるというふうに考えています。

しかし、5校を1校にしようとする今回の統合は、議会として慎重かつ十分な議論をすることはもちろん、住民の理解を得た上で実施する必要があるものと考えています。

趣旨説明でもありましたように、中学校統合は、この町にとって一大事業であることは、だれも疑う余地はないものと思います。その認識に立てば、町、議会、町民が情報を共有し、一体となって進めなければならないことは言うまでもありません。その中で議会は統合を最終決定する、非常に重い責任を担っていることから、議会独自でありとあらゆる方面から必要なデータをそろえ、町民の皆さんの意思も確認した上で、納得いくまで協議を重ねた後に、自信を持って最終判断ができるようにしていくことが大切ではないでしょうか。議会構成からすると、統合や給食施設の問題は、主として文教厚生常任委員会の所属になる部分が多いことはわかります。しかし、大きな財政負担を伴うことから、町の財政計画への影響、通学バスと公共交通との連携、廃校舎と敷地が普通財産になった場合の活用、さらに地域コミュニティの中核施設がなくなることに付随する地域振興策など、総務建設常任委員会の所属事務に属する部分も多くありますが、残念ながら議会では、これらについてほとんど議論されていないのが現実です。

現在でも、当町議会では、総務建設常任委員会の所管事務の中から、特に重要だと判断された八ッ場ダム対策と行財政改革については、特別委員会を設置して成果を上げていますし、文教厚生と総務建設両委員会に関連する震災復興対策や広報対策についても、特別委員会を設置しています。ついでに、現時点で町の最大の事業である中学校統合等の問題についても、議決を求められる時期が間近に迫ってきていることから、このタイミングで特別委員会を設置して、議員全員の参加のもと、総合的に十分協議した上で、最終判断に臨めるようにしていくことが、現在の議会制度のもとでは最も適切な方法だと思われま

す。そして、中学校統合等が決定した場合は、町と議会が連携して、保護者や教育関係者の皆さんとともに十分な準備をして、統合校に通う生徒にとって、統合してよかったと言ってもらえるような学校にするために、最善の努力をしていくべきだと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 自由討議ですが、ほかに。

9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 行財政改革推進特別委員会の委員長として一言申し述べさせていただきます。

今出されましたこの特別委員会の設置についてなんでありますけれども、私も基本的には、町民の合意なくしてこのような一大事業を進めるということについては、疑念を持っております。今までいろいろ各地で説明会を執行部は行ったわけなんですけれども、なかなか住民の、町長は温度差というような表現をしていましたけれども、本当に理解が得られていない地域がしっかりと厳然としてあるということがはっきりとわかっております。

そういう中で、これを強引に進めるということに対しては疑念がありましたので、今後議員として、この中学校統合という大きな重大問題に対して、しっかりとこの当議会が全員で話し合っていけるような特別委員会が必要かと思えます。

そして、給食センターの問題が今ちょっと出ましたので、当委員会のほうとして、議運にどうして申し込んだのかということに関して、多少説明させてもらいますけれども、提案理由の中で、選定理由が不透明だということが出されました。私どもに出された資料にしても、施設部会、執行部側が持っている施設部会で2回程度、行革推進本部で1回から2回程度の、それほど深く議論がされていないような、そんな状態の中で提出され、それを認めてくれというような内容だったものですから、これについて、もう一度しっかりと検討するように、見直しをするようにという意見を出しました。ただ、執行部としては、それは意見ですねということで、意見は聞かなくてもいいのかなというような態度が見受けられましたので、それは違うのではないかとすることは、ちゃんと伝えております。

今の行財政改革推進特別委員会の話はちょっと余談になってしまいますけれども、住民理解、住民合意、これなくして、やっぱり中学統合というものはあり得ないと私は考えていますので、この特別委員会設置に対しては賛成させていただきます。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 私も基本的には統合を賛成という立場です。中学校を含めて、小学校も避けて通れないかなという認識は持っています。その中で、3名の議員がお話しましたが、議決を迫られ、最終的に自分の判断で議決を迫られたときに、しっかりとその認識を持っていないといけないというように感じているところです。

そんな中で、所管ということもネックでありましょうけども、自分の勉強不足ということもあるかもしれませんが、文教委員会の中で討論されている中身がよく自分としては理解をされていない。所管によって温度差が違う。そういう意味合いでも、しっかりと特別委員会をつくっていただいて、認識を持って議決に臨みたいという気持ちであります。よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 自由討議です。ほかに。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかにないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 5番、7番、8番、9番、12番、13番、14番、起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

なお、ただいま設置が決まりました本特別委員会の運営につきましては、執行部各位におかれましても、他の委員会同様、特段のご協力のほどをお願いいたします。

---

### ◎中学校統合等対策特別委員会委員の選任について

○議長（菅谷光重君） 日程第2、中学校統合等対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ちょっと時間をください。資料を配付いたします。

（資料配付）

○議長（菅谷光重君） 配付漏れはないと思いますので、進行いたします。

中学校統合等対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（小林一喜君） 佐藤聡一議員、根津光儀議員、樹下啓示議員、山田信行議員、水出英治議員、轟徳三議員、茂木恒二議員、金澤敏議員、青柳はるみ議員、須崎幸一議員、浦野政衛議員、一場明夫議員、橋爪英夫議員。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいま朗読のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおりそれぞれ中学校統合等対策特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で中学校統合等対策特別委員会委員の選任については終わります。

ここで暫時休憩をとり、委員長、副委員長の互選のための委員会を第1委員会室及び第2委員会室で開催していただきたいと思います。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さん、よろしくお願いをいたします。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は、就任をされた委員長が進行してください。互選が終わり次第、本会議を開催いたします。

暫時休憩といたします。

（午前10時35分）

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午前10時47分）

---

#### ◎中学校統合等対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告

○議長（菅谷光重君） 日程第3、中学校統合等対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果

の報告についてを議題といたします。

ただいま中学校統合等対策特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告に入りたいと思います。

ここで事務局より資料配付をいたします。

(資料配付)

○議長（菅谷光重君） 事務局長から、本件については発表させます。

事務局長。

○事務局長（小林一喜君） 委員長、茂木恒二議員、副委員長、山田信行議員。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいまの発表のとおり、中学校統合等対策特別委員会委員長・副委員長が決定をいたしました。

以上で中学校統合等対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

---

#### ◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第6号 東吾妻町暴力団排除条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。  
どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 自由討議、特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方

は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第7号 東吾妻町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 特別養護老人ホーム、指定管理ということで、町も英断というか、踏み切って、私どもも何年かここいろいろ、ホームの運営についてご意見を述べてきたところでありますけれども、いよいよ条例が改正されるという段階であります。これが施行はさておいて、条例が改正をされるということは、まさしく一步前進したことでありますけれども、ただ、この後、いわゆる4月から指定管理に向かっての実際の動きが出てくるわけでありまして、その辺のところ、ぜひとも町長に、職員のいろいろな体制、それから予算関係もいろいろ出てくると思うんですが、万全を期してやっていただきたいということを、改めてお願いするわけでありまして、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 橋爪議員からご意見を賜りました。ご意見のとおり、執行部ともにさまざまな検討協議を重ねながら、よりよき方向に進んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 私は町民の皆さんに、町から一番説明というか話をしていただきたいのは、なぜ指定管理にするんだということですね。町民の皆さんは、こういう施設が必要であるということは、十分承知していると思うんです。そういう中で、町が指定管理に出すということは、ある面では町民の皆さんが、今後のサービスの問題や、またもし指定管理になって、その5年間民間業者がやって、その先の5年間はどうなるんだとか、いろいろな心

配を町民が持っております。町がしっかり説明していただきたいのは、指定管理に出すこと。それは何なんだということを、しっかり説明していただきたい。

民間の老人ホームでしたら、介護保険法の中で運営がされるわけであります。ただ、当町においては、一般会計から大切な皆さんの税金を使って、補助をしなければ、運営がしていけないという状況。そういう中から指定管理に出して、必要な施設ではあるけれども、少しでも町民の皆さんの負担を軽減したいということが本当の意味だと思うんですよね。そういうものをぜひとも町民の皆さんにご理解いただくように、今後ともその指定管理に向かっての説明を、その辺のところをしっかりとお伝えしていただきたいということをお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり介護サービスの充実が一つの大きな課題でございますので、その点につきましても、十分にご理解をいただくようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） ほかに。質疑でございます。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今に関連してなんですが、文教委員会の中でも話が出たんですが、今、渋川市でも、赤城の老人ホーム民営化という話もある。富岡でも、妙義でつくった官営のやつを民営化という流れもあるということを知りました。私も、この建物もう古い分も含めると、指定管理の方向も1つあると思っておりますが、売却して民間の方にこの老人ホーム、特養を運営してもらうのも一つの方法かなと。町の一般財源が今の5年で指定管理の継続性を考えていく中でいくと、かなり施設の持ち出し等も考えられるので、もう一つの方向として、売却もひとつ町長のほうで検討の視野に入れていただきたいということで、お願いしたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 佐藤議員のご意見につきましても、今後このいわびつ荘のあり方について検討する中で、十分に協議をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第8号 東吾妻町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前 11時02分)

---

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

(午前 11時10分)

---

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第9号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。  
13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 非常に大事な問題なんで、質疑をさせていただきます。

全員協議会での課長の説明だとか、議案調査の中で、納得できない部分がやはりありますので、主に町長に質問をさせていただきたいと思います。

最初に少し確認をさせてもらいますけれども、町からいただいた資料、これを見ますと、今回の税制改正がなされれば、税率は県内順位でいきますと、医療費分が9番目、後期高齢者分が4番目、介護保険分は何と一番高くなり、すべてで県平均を大幅に上回ることになると思われましてけれども、町長、これで間違いないですよね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その資料に間違いはございません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） またもらった資料によりますと、税制改正後の負担見込みの資料、これをちょっと確認しますと、所得額がゼロで7割軽減対象の単身非課税世帯が11.6%。同じく所得額がゼロで年金2人世帯が17.9%、5割軽減対象の総所得50万円の夫婦2人世帯で12%、軽減対象にならない総所得200万円の親子4人世帯では何と現行税額が29万

4,000円から37万円になり、負担額は7万5,100円もふえ、率にして25.5%もアップすることになるようです。多分対象はそんなにないんだとは思いますが、これが示された資料です。

そして、税額全体を見ますと、割り返してみますと、18.6%程度のアップになる、そんな数字だと思います。

内容的に見ますと、所得割だけでなく均等割額をふやして、確実に税額の確保ができるように、今回の税制改正はしているというふうに感じられます。これでいきますと、いわゆる低中間所得者層といいますか、その家計を直撃することになるんだと思いますけども、町長、そういうことになりませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 表現とすればそのようなことになる場合もあるというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） はっきり言わないんで、あれなんですけど、まあなると。場合もあるということは、なるんだと思います。これが現実なんだと思います。時間もあるので、これはこの辺にしておきたいと思えますけれども、間違いなくそういった現実が起こります。

次に、消費税が平成26年度には8%、27年度には10%になるということに決まっているんだと思いますけども、それに加えて、25年度から、この国保税が大幅に上がるということになるのが現実だと思います。町として、事前に国保加入者の皆さんに理解を得るための行動というのはとっていないんだと思いますので、今回、国保運営協議会の答申をもとに、通常考えられないこのタイミングで条例改正提案を突然してきたということになるんですけども、これが可決されると、加入者から相当批判が出ると思えますけれども、突然のこの大幅な税率アップについて、町長は本当に加入者の理解が得られると思っておりますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、議会の議員の皆様のご議決をいただいて、その後、町民の皆さんに周知徹底等につきまして、十分に説明を果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 町長、理解が得られるかということだそうですが。

町長。

○町長（中澤恒喜君） いただくように、私ども努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 今の答弁でいきますと、理解が得られるであろうというふうに想定しているんだと思いますけども、現実はそのそんなに甘くないと思います。これほど上がると、相当な批判が町に来ると思いますけど、本当に町長今理解得られるだろうと思っているようですけど、本心からそう思っています。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこれは、お互いの中で、町民の皆様の中にご理解をいただくように努力を続けなければならないという課題であるというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 過日の全員協議会で国保事業安定化計画、これを3月までに策定するんだということで説明がありました。その概要を見せていただきましたけども、その計画期間というのが平成25年から29年度の5年間ということになっています。そうすると、当然この計画に、25年4月施行となります今回の税制改正が組み込まれることになるんだと思いますけども、その計画の中の経営安定化の基本の方針には、独立採算ができる運営を目指すけれども、計画期間中は一般会計からの繰り入れをして、急激な税負担を緩和する措置を講じる、こういうふうに書いてあるんですけども、計画そのものが国保運営協議会で協議しているという説明だったと思いますけども、この時点で、先に税率を改正してしまったんでは、協議会で求める緩和措置が事実上できないことになってしまうような気がするんですけども、こうした現状に加えて、一般的に計画に基づいて事業を実行していくことが基本である。そんなふうだと思いますので、計画ができ上がる3月以降に、計画との整合性を図って税制改正するのが通常当たり前だなと私は思うんですけども、何でそういうふうにしなんでしょうか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、議会の皆様のご理解を得て、その次の段階で町民の皆様に十分にご説明をするということを考えております。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長、計画との整合性だと言うけれども。

町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましても、十分に計画につきましては、協議会等で練っておるところでございますので、そういうことを尊重の上で実施をしていきたいというふう

に思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） どうも整合性があるという答えはいただけないんですけども、町長の今の答えですと、国保運営協議会の答申というのが、税制の税率を改正という答申が来ていると思いますけれども、改正時期というのは示していないんですよね。ということは、私が考えるにですよ。その計画との整合性を図るという意味において、あえて入れていないというしか考えられないんですけども。そうでないと、25から29年の間のある程度の一定の調整という機能が働きませんよね。そうすると、町長が今答弁したように、協議会の意向と言いましたけども、その意思に反していくことになりませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、そのようなことがないというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） はい、わかりました。

町長はそのように考えているということですから、それ以上言えない部分もあるのかもわかりませんが、私の質問は、協議会の意思と、今の町長の答弁は矛盾しませんかという、反しませんかと聞いているんですけども、本当に反していないですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 十分に協議の上で判断をした結果でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） おかしいですね。今の答弁は違いますよね。計画は今つくっているんですよ。それでそういうふうになったわけじゃないんですよ。だけど、そういうふうになりたいと言っているわけですよ。十分に決めて決まったというのは、おかしくないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 細部につきまして、町民課長のほうからご説明申し上げます。  
(発言する者あり)

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 税率の改正とは別に、運営安定化計画につきましては、1年前からこ

の計画につきまして審議をされているところでございますので、そのようにご理解をいただきます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町長が、何ですかね。この時点で課長にアドバイスをもらって答弁するようでは、もう町長、提案しているんですよ、ここで。ですから、そんなことは私たち議員よりはよく承知してはいるんですけど、1年前から計画策定に向けて動いているのなら、なおさらだと思いますよ、私は。何でもうちょっと早くそういう適正化計画を示して、議会できちっとそういう議論をさせなかったのですか、じゃ。ちょっと反対になっていませんか、手順が。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのようには考えておりません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと矛盾を追及されると、すぐそう言って逃げるんですけども、これ大事なことですよ、国保の加入者にとって。その辺、真剣に対応してもらいたいんですけども、答弁も。

なぜ私がこの改正時期にこだわるかということと言いますと、今税制改正をすることを前提に、財政計画の見込みを立てても、平成25年度の課税の根拠となる所得額が確定するのは来年の3月なんです。3月以降になるんだと思います。医療費の額が確定するのは、それより遅くて5月以降ですよ。そうすると、現時点のデータで試算した額に基づいて税率を改正するんじゃなくて、来年の7月ごろに多分、決定になるんだと思いますけども、そういったときに、保険者の数、所得、そういったものの数も含めて、すべてのデータがそろった時点で改正するほうが、最も確実であり、効果的な方法だと思うんですけども、どうですか、町長。そう思いませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、一場議員の一つの考え方というふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それともう一つ、その時点以降にならないと、実際の徴収作業というのはできないんですよ。ですから、現状でも、25年度分の税の徴収というのは、8月から来年の3月ですか、再来年の3月ですか。多分8期に分けて徴収しているんだと思います。

そうした実情を踏まえて、私が言いたいのは、今、税制を改正してしまうと、適正化計画にある期間中の税負担を軽減する措置をする検討調整、こういったものがなされないままに、大幅な税制改正を、今の段階でもう決定してしまうということになるんですよね。これだと、町や国保の運営協議会が言っていることに大きな矛盾が出てくるような気がするんですけど。町長、そうなりませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今までの国保税の状況と推移を見て判断をして立てた計画でございますので、これにつきましては、そのようにさせていただいて、今後の事業の推進、充実に努力をしてみたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 一場議員、再度、じゃ、お願いします。確認の関係。  
(発言する者あり)

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、そのようなことはないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） その辺の判断は、私たち議員がするしかないんだと思いますので、多分そういう答えしか返ってこないんだろうと思います。

かつては毎年7月ごろになって、本算定というんですかね。そういったものが済んで、内容が確定した時点で、改正が必要かどうかというのを適正に判断して、臨時会を開催して、税制改正をしていたというように私記憶しているんですけども、その後行くと、比較的現実的な方法であるかなと感じています。事前に参加者に理解を得ておいて、条例改正が適切になされれば問題はありませぬので、そういう方法を今後検討したほうが、より現実的なような気がするんですけど、町長、どうでしょう。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のお考えもひとつあるかというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 微妙に検討しないとされているのか、よくわかりません。

考え方というのはそういうところにあるんだと思います。そのほうが何というか、現実的に、効率的にできるような気がします。ぜひそれは検討してみただけであればと思いますけども。

国保財政の現状を見るとときに、最終的に税率を上げていかななくてはならない。これは私もよく理解できます。しかし、今回は、税制改正と適正化計画の整合性を図って、一般会計からの繰り入れをするべきかどうかの検討だとか議論が、議決機関である議会において十分なされていないのが現実です。そう考えると、私が思うのに、今回の条例改正の提案は、明らかに時期尚早なんだろうなというふうに思うんですけども、町長、そう思いません。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、今回ご提案をしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 主管課で出てきたので、それを提案しているの、余り深く考えていないのかもわかりませんが、個々の加入者にとっては、本当に非常に重要な問題なんです。ですから、こんなことをあえてしつこく言っているんですけども、平成20年度以降に適宜税率の改正を行うべきところを、それを怠ってきた結果が、平成23年度に急激に税額が不足して、逆に言えば医療費が余分に出た。そうなるんだと思いますけども、この単位が1億円からの単位になるんだと思いますけども。基金のほとんどを繰り出して対応した、これが現実なんだと思います。そのときに、それを踏まえて、今年度についても、税制を改正していないんですよ。それで、今年度は一般会計から特別に繰り入れて、合計で1億7,000万円。これだけのものを入れて対応しているんですね。ですから今回値上げをするという額が急激にぐんとふえちゃう。これが現実なんだと思いますけども、ことし、今年度一般会計からの繰り入れのほかに、所定の繰り入れというんですかね。法定的なものの繰り入れのほかに、法定外の繰入金。純粹に一般会計から繰り入れる分が9,000万円以上あるということを確認しました。さっき言ったように、合計で1億7,000万円以上繰入金があるわけですよ。町が示した今回の税率の改正の試算というんですかね。これを見ますと、この特別に出した一般会計分というのが見込んでいなくて試算しているように思われますけれども、それで間違いはないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お話の点につきましては、そのようなことはございません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 9,000万円ぐらいが試算に入っていますけども、今年度1億7,000万円、所定のもので9,000万円ぐらいあって、そのほかに9,000万円近くあって、1億7,000

万円になっていますけども、本当にそれが見込んである数字ですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、先ほどお答えしたように見込んでいるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 聞き方が悪かったんですかね。要するに、町が政策的に急激な変化をつけないために、税制の急激な変化をさせないために、配慮して一般会計から繰り入れする分は、全く見ていないんですよという意味で聞いたんですけど、そういうふうになりませんか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その件につきましては、詳しく課長からお答えをいたします。

（「いい、いい」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） いや、町長がどのくらい認識しているか、確認したかったんですよ。現実はそのなんだと思います。提案するからには、もうちょっとしっかり答弁をお世話になりたいと思います。

実際には、課長が答弁すれば、入っていると言うのか、それはわかりませんが、これがもし入っていないと、簡単に言いますと、適正化計画でいくその緩和措置というのが講じられるかどうかというのが、それが決まる前に、もう税を上げてしまうんですよ。そうすると、本当にこの大幅な税率アップが適正なのかというのが、私には判断がつかないんですよ。わかりません。私以外の方は判断がつくのかも、それはわかりませんが、少なくとも、私が調査した限りでは、判断がつかないですよ。国保運営協議会の答申では、税制の改正時期には触れていませんので、次期定例会でも間に合うと思われる。私はそうだと思います。3月に税制も計画も整合性を持ってやった段階でも、十分間に合うんだと思います。条例が改正されていれば、問題になることはないと思いますので、簡単に言うと、何でこんな根拠が乏しいデータというんですかね、そういったものに基づいて、中途半端なこの時期に提案するのがよくわからないんですよ。それを町長、最後に、もうこれ以上言いませんから、わかるように説明してくれませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり国保関係の現在の厳しい状況と、協議会

でご審議をいただき、またそれを受けて、執行部で判断をして、このようなお願いをしているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 言っていることが違うんですよ。国保の運営協議会を含めて、町がこれから適正化計画をつくると言っているんですよ。それとの整合性が全く今の質問だと、答弁だととれないんだと思いますよ。それに、幾ら今、税を改正しても、さっき言ったように、実際に徴収するのは来年の8月以降なんですよ。何でこの時期にしなくちゃならないかというのはわからないので、教えてほしいんです。単純なことですよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 国保計画と絡めてのお話ということでございますけれども、計画につきましては、また別の段階のものでございますので、その点につきましては、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 最後にします。

さっきから言っているように、適正化計画があつて、それに付随して税率を改正していく。そのために適正化計画を、自主的だとはいえつくるんでしょう。だとすると、町長の言っていることは矛盾があるんだと思ひます。私にはそういうふうに感じますけれども。今言ったように、町長、その点について矛盾を感じませんか。計画って何ですか、じゃ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 安定化計画を適正に執行するためには、現在お願いをしている税率のアップが必要だということでございますので、その点につきまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 答えてもらえないんで、あれなんですけど、適正化計画で言っている、急激な激変を緩和しようと言っているわけですよ、一方では。そうなると、今言っているように、私がさっき言ったように、今上げてしまったんでは、その調整が難しいんですよ。だから、こんなタイミングじゃなくて、せめて3月までいって、やったほうがよっぽど、できれば8月ごろまでいったほうが良いと思ひますけど、そのほうがよっぽど確実な数字も出てきますし、計画との整合性が図るということを考えると、国保の運営協議会とも調整がつくと思ひますし、そのために税率改正時期が入っていなかったんだと思ひますから、その

ほうがよっぽどいいと思いますけど、町長、本当に最後、最後になりますけど、そう思いません。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のご質問でございますけれども、この点につきましては、今回のご提案にご理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この機会にご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようでありますので、ここで質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 先ほど質疑で話したので、自由討議を行うまでもないのかもしれませんが、あえて自由討議をさせていただきます。

国保税、これは目的税ですので、受益者負担の原則に基づいて、運営の必要額を税で賄うことが大原則である。これは当たり前のことだと思います。

また、急激な高齢化の進行や、団塊世代の加入等の要因により、事実上町単位での制度維持というのが困難な状態になってきているもの、そんな感じもしております。

ただ、足りないからといって、どんどん税率アップしていただくだけでは、制度も加入者の生活も破綻してしまう、そんなふうに思います。

今回は、先ほども申し上げましたように、過去5年間の中で、町の判断で税率改正を怠ってきたことによる、特に大幅な税率アップが前提になりますので、適正化計画、さらに必要なデータをもとにして、議会としてもっと徹底的に議論をして、納得できる議決するのが、私たち議員の使命だと思っています。町長の説明では、適正化計画との整合性がとれていて、提案された税率改正が適切である、こういったことが私にはとても確認できません。最終判断は議会がすることになりますので、その責任は重大であり、一たん上げてしまえば、その税率が適用になってしまいます。町民に対して大幅な税負担を求めることになるので、適正化計画で示す緩和措置や、もっと確実なデータをもとに、調査検討して、慎重に判断すべきだと思いますので、現時点で税制改正をすることは理解できませんし、適切ではないと思わ

れます。

また、近隣の自治体の中で、中之条あたりの例を見ましても、当町の税率とは大幅にかけ離れる現実が生じてきます。少なくとも郡内の同じレベルの自治体等との勘案、そういったことも考慮すべきだと思います。その辺を考慮しないで出された今回の税制改正については、私にはとても理解できません。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 自由討議です。ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかにないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、この東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行わせていただきます。

国保加入者の世帯の、以前は多数は自営業者や農林水産業者でありました。それが今では、国保世帯の7割が年金生活者、いわば無職者と非正規労働者、この方々が7割を占めております。まさに国保世帯の貧困化が急激に進んでいるわけです。

このような状況の中で、極端な国保税の値上げは、生活の根本を壊すこととなります。激変緩和のためにも、さらなる知恵を出さなくてはいけないのではないのでしょうか。一般会計もしっかりと議論し、どれだけ繰り入れていくべきか。そういうことも議員として町民の生活の安心、安全を守るために議論すべきことだと思います。その点で、まだ時間が私としては足りないと思っております。

この国保税、長期的、総合的判断をこの当議会で12月定例会で行うのではなく、しっかりとこの東吾妻町国民健康保険事業安定化計画（案）、これを踏み台にして、しっかりと議論すべき時間が必要だと思っております。ですから、この時点で、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、結論を出さないでいてほしいと思っております。

そういう意味で、今回提出された東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、反対いたします。

○議長（菅谷光重君） 賛成討論、ありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 反対討論、ありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（菅谷光重君） 起立2番、3番、4番、6番、10番、11番……、ちょっとそのままをお願いします。起立少数。

したがって、本件は否決をされました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第10号 東吾妻町公共下水道及び都市下水路の構造並びに維持管理に関する技術上の基準に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑をお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論もなしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第2号 平成24年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

### ◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第11、議案第3号 平成24年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑も特別ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方

は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

(午前11時59分)

---

○議長(菅谷光重君) ただいまより再開いたします。

(午後1時00分)

---

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第12、議案第4号 平成24年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 特別質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第5号 平成24年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第11号 東吾妻町第1次総合計画後期基本計画についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第15、議案第12号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。どうぞ。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方

は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

### ◎陳情書の委員会審査報告

○議長(菅谷光重君) 日程第16、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情5号及び陳情6号につきましては、去る12月7日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。陳情5号及び陳情6号につきましては、総務建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き次期定例会までの閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。最初に陳情5号「脱原発を求める意見書」採択に関する陳情につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

次に、陳情6号「垂直離着陸機オスプレイ沖縄配備と飛行訓練の中止を求める意見書」採択に関する陳情につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

陳情7号及び陳情8号につきましては、去る12月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) それでは、文教厚生常任委員会で審査した結果を報

告申し上げます。

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。

委員会では12月10日、提出者である大島説明員の出席のもと、審査いたしました。陳情の趣旨は、持続可能な医療提供体制のため、安心・安全の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員、夜勤改善を求めるものです。

看護師は待遇改善しないとスタッフが集まらないという現実があります。子供を産んでも続けられる環境が必要ということです。都市部の病院では、看護師は集まっている。大病院では託児所、食堂が整っている。また、医師はレベルを下げられない職種でもあります。医師の増員、これに対しては、根本からの国民的議論が必要ですが、まずは労働環境を改善することは必要とし、委員会では採択といたしました。趣旨を酌んでいただき、賛成していただけますようお願い申し上げます。

それでは、次の陳情8号について申し上げます。

介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書。

趣旨は、介護職員処遇改善交付金制度は、介護職員処遇改善加算として継続されていますが、平成27年度までの間とされています。介護職員の人材確保のため、継続し、拡充されることが求められます。

医療従事者が10年で離職するのに対し、介護職は3年で離職する現実ということです。対象職員を介護職員以外の職種にも拡大をとというのは、小規模の施設ではチームワークで仕事をするため、特定業種だけ改善でなくということです。

委員会では採択といたしました。趣旨をご理解いただき、賛成していただけるよう、特段のお計らいをお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 委員長、自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特に討論なしと認めます。

最初に、陳情7号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、陳情8号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

### ◎発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第17、発委第3号 意見書の提出について（安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書）、これを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、お手元にもあると思いますが、意見書を申し上げます。

厚生労働省は2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保健局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知を発出しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な

医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交替制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

全国各地で大問題となっている「医療崩壊」、「介護崩壊」の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。「医療崩壊」、「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の医療・介護を実現するためには、看護師などの夜勤交替制労働者の大幅増員と、働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

1、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とし、労働環境を改善すること。

2、医師、看護師、介護職員など大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

◎発委第4号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第18、発委第4号 意見書の提出について（介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書。

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、会議報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることになりました。

しかし、この加算制度については、「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況です。

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。

「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには、介護職員確保に向け、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。

介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較してもおよそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態があります。政府公約である介護職員への4万円の賃上げからも、介護処遇改善加算は、廃止でなく、継続し拡充させることが求められます。

安全・安心の介護実現のため、介護職員の人材確保を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

1、介護職員処遇改善交付金を2015年4月1日以降も継続すること。

2、介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いただきます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が……。

訂正があります。

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） 訂正させていただきます。

文章には、「会議報酬」ってありますが、おかしいなと思ひまして。「介護報酬」ですね。上から2行目です。「介護報酬」ですね。訂正させていただきます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ないようですので、自席にお戻りください。

質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

続いて、討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

---

#### ◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（菅谷光重君） 日程第19、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査（調査）を実施され、それについて報告がありましたら、お願いをいたします。

初めに、総務建設常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 次、文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長(青柳はるみ君) それでは、文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

初めに、委員会視察、研修会を行いました。

10月25日、26日にかけて行い、教育長、保健福祉課長、教育課長、議会事務局長同行のもと、茨城県大子町指定管理施設に泊まったの1泊2日の研修でした。茨城県常陸太田市の幼保一体施設に1日目はお邪魔しまして、「こどもセンターうぐいす」という施設開設実現までの進め方と、開設後の成果と課題について聞き、幼保一体の施設の見学をし、意見交換いたしました。

常陸太田市の中では、幼稚園と保育園に分かれていて、その金砂郷地区というところだけ幼保一体化をとっています。平成10年に老朽化が進んでいた幼稚園を新築し、同敷地内にあった保育園を待機児童解消のために増築し、敷地面積は1,260平米です。平成12年から幼保合築施設で幼稚園、保育園がそれぞれの保育をしながら、施設の共有化をしながら、幼保同士の触れ合いを促進してきたが、少子化が進み、1クラスの人数が少なくなり、集団でたくましくはぐくむ上で課題が生じてきたため、特区を申請し、平成16年から一体的な運営を開始したということです。

幼稚園は朝8時半から1時半まで、ここから夕方4時までは預かり保育です。保育園は早朝保育、7時半から8時半まで、預かり保育時間の夕方4時から6時半は残留保育です。教材費、おやつ代、一月の費用は1,500円。給食費4,200円、授業料は3,500円。2人通園している人は、下の子が500円、預かり保育は通年利用で一月6,000円。1日のみでは500円、おやつが50円。平成23年より第3子は無料となっているそうです。

定数は、保育園、ゼロ歳から5歳児90人、幼稚園、3歳、4歳、5歳児、それぞれ35人です。幼児数が減少する中、同じ地域の幼児を保育するという認識のもと、少子化に対応した保育環境を整備するという目標のもとに実施しているということです。

一体化につきの課題ですが、給食、父母の活動、保育日数、時間、保育料の差、教育関係の研修、予算、職員、施設整備、施設設備の所管と管理の差異が課題で、一番は省庁の二元

体制によるものです。これを保育士職員の努力と工夫で乗り越えているという現状ということでした。

幼保一体化を推進することによる効果として、地域の子を保護者の事情に関係なく保育、教育できる。少子化で幼稚園が単独では集団と呼ぶにふさわしいクラス編成が困難となる時代が来ている。親の状況が変わっても、子供は同じ環境でまた友達関係ができる。保育士、教諭が相互の長所を生かし合い、幼児教育に同一歩調で取り組めるという利点などを上げています。各議員の感想はやはり、省庁の二元体制が現場では大変ということでした。

また、市内で幼保一体化がふえていないということは、制度の使い勝手が悪いのと、人口減少と施設の老朽化というタイミングでの選択ということも感じました。

では、翌日、10月26日には、大子町役場を訪れ、町長、教育委員会の対応を受けました。昭和30年に1町8村が合併し、当時4万3,000人の人口が、現在では2万140人。半減いたしました。ゼロ歳から14歳の年少人口は1,803人と大変少なくなっている一方で、65歳以上は7,242人。高齢化率は35.96%と茨城県内で最も高い状況の町です。平成32年には44.5%と推定しているそうです。出生数は、平成21年から90人台が続いており、当町と似た状況です。

こうした状況は、町の将来に大きな危機感を抱かざるを得ない深刻な状況とし、若者の定住化促進を柱とした対策が急務となっているとしています。

こうした中、日本一の子育て支援の町として、町独自の給食費、医療費の無料化、幼児教育費、子育て世帯住宅建設の助成金などで、若い世代の定住化と町外からの転入を促進しました。この施策の間、全国から視察が訪れたそうですが、高齢世代からの不満や町財政の厳しさなどから、24年からは無料ではなく軽減化で子育て支援をしている現在です。

しかし、日本一を目指しただけあって、多くのパート、ボランティアで、町挙げての読み聞かせ運動、病児保育、ちょっと気になる子の相談、発達支援に関する通所支援事業、障害を持った子の児童、学童保育があり、町を挙げての子育てをしている感がありました。

町なかで一番子供の集まりやすい大きな保育園は、自立経営可能ということで、公立から民間に出し、私立保育園にしたそうです。そのほかの4つの保育所は、45人定員で公立です。幼稚園は1つあり、140人定員です。最も感心したのは、駅の改札を出てすぐのところに、小ホールを有した福祉協議会と子育て支援の施設が一つの建物にあり、支援が最も必要な人が最も利用しやすい場所にあることはよいことだと思いました。日だまりに置かれたいすには、買い物中の人や、バス、電車待ちの人が歓談していました。お年寄り、子供が寄りやす

い雰囲気、職員の工夫が随所に見られたものでした。

若い世代が町内に残ってくれるきっかけになればと、若者の流出対策を重要政策に掲げた町長の発案のもと、若い世代にアピールできる魅力ある住宅建築で定住を促進するために、町内の大工さんに自由な発想の技術提案書を公募しました。選考委員は20人の女性となり、主婦の視点に立った子育てしやすい環境の住宅を基準に審査を行い、個性的なプランが採用されました。町内外からは多くの若者の応募があり、従来の町営住宅より高倍率になりました。3団地34世帯が入居し、子供がふえたことはもちろん、消防団員もふえたそうです。

以上、文教厚生常任委員会の視察研修の報告です。細かい数字については、資料もいただいておりますので、後で見ていただければと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 続いて、議会運営委員会。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇）

○議会運営委員長（橋爪英夫君） それでは、議会運営委員会から報告をさせていただきますが、先般の13日の議員全員協議会でも報告をいたしました議会報告会の関係でございますので、先般、できるだけ詳細に説明をしたつもりでありますので、今回はその辺はご了承いただきたいと思っております。

11月4日から10日までの間、町内の5カ所で開催したわけでありましてけれども、参加していただいた町民の皆さんは85名ということでありました。

なお、参加人員の中で、岩島地区については、南牧村議会の議長さん、議会運営委員長さん初め9名の方が、昼間は当町の3階で基本条例についての研修会をたっぷり2時間ぐらいやっていただいて、夜は岩島会場へ行って実際の報告会の様子を見ていただいたということで、南牧村の議会さんもぜひ参考にさせていただいて、基本条例をつくりたいという意欲のあるお話を聞いた次第であります。

そんなことで取りまとめたわけでありましてけれども、期間中の出席議員につきましては、全員14名の方に5日間出席をしていただきました。なお、その報告会の記録についてでありますけれども、テープ起こしにつきましては、今年は若干経費をとりまして、業者に委託をして取りまとめた次第でありますけれども、その膨大なテープの中から、広報委員会の皆さんにお世話になって、なおその内容についてまとめていただいた次第であります。先般もこれについて、皆様のご意見を伺ったわけでありましてけれども、特にこの中のご意見がなけ

れば、この内容について、議長名でもって町執行部のほうへ報告をして、執行部にご回答いただけるものをご回答いただくという内容でこれから進めたいと思います。

そんなことで、きょうは報告を簡略して説明をさせていただきましたけれども、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ありがとうございます。

続いて、八ッ場ダム対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 次、行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

去る11月28日に、総務課長、企画課長、特別に教育課長出席のもと、委員会を開催いたしました。議会閉会中ではありましたが、12月定例会に中学校統合に伴い、さまざまな条例改正や補正予算の上程が予定されていまして、開会することといたしました。

前提の流れをより一層深め、議論をすることで、問題の整理や疑問の解消をすることを目的として開いたわけなんですけれども、しかし冒頭、議運委員から、12月定例会に中学校統合関連議案は上程されず、統合の1年延期が報告されました。そこで、それでもその変更に伴う今後の進め方についての質疑応答を続けることといたしました。

全体の流れについての説明は、11月30日の全員協議会で町長から説明があるということでありましたが、特に給食センターに関しては、当委員会といたしまして、9月議会中の委員会の中で、委員会評決までして、建設場所の再検討を強く要請、要望するとの意見を執行部に対して申し入れてありました。そのことも含めて、給食センターの問題が数多く話し合われたことになりました。

委員からは、矢倉の旧第一小学校跡地と正式に決定されていない中で、プロポーザル契約を結び、11月30日に設計が完了することで、1,680万円の支払いが発生することに対して、地方自治法96条に照らしての疑問が出されましたが、執行部は、11月30日は契約が完了するというだけで問題はないとし、96条に沿ってやっているとの見解でした。

他の委員からも、例えば矢倉地区の場所設定が認められなかった場合の対応について疑念

が出されましたが、方針に沿って進めるだけで、その計画案がだめになるということは頭がないという見解が答えとして出されました。

さらに、中之条土木への直前での聞き取りと教育課長の説明は大きく食い違うことが、またもや明らかになったということがあります。そのような質疑応答の中で明らかになってきたことは、執行部と委員会での予算に対する考え方や、議会制民主主義の考え方に大きな隔りがあるのではないかという疑念が出されました。

さらに、議会は議決機関なのに、議決に際して、情報が余りにも少ないことや、町民の負託を受けている議会が、その少ない情報の中で最終的に間違った判断をすれば、町民からの批判は議会に向けられることの危険性の指摘もあったということを報告します。

当委員会の見直しの強い要望の評決に関しては、具体的に幾つもの案を出しての検討、そのような様子はありませんでした。今後は庁舎建設や総合施設の設置等、俎上に上がっていますが、主権者たる町民の理解を経ない進め方や議会軽視の進め方を行えば、またおかしなことになるのではないかと、そのような心配の声も出されております。

中学校統合問題以外で出された問題では、本来なら12月議会に提出されるべき職員定員適正化計画は、いわびつ荘の指定管理に関して、公共施設のあり方検討委員会の答申により判断が出る方向で進んでいることから、それからの提出をするということが報告されました。

職員定数条例に関しては、今回の議会事務局体制で明らかになりましたが、執行部は、条例改正も視野に入れて進めていく。このようなことも報告とされております。

次に、12月定例会中の当委員会の報告を行わせていただきます。

町長、副町長、総務課長、企画課長出席のもと、12月12日に開催されました。

まずは企画課長より、行革本部の会議の経過や部会の検討方向の説明がありました。

続いて、事業評価の説明と公共施設のあり方検討委員会は、諮問内容、いわびつ荘の指定管理のことですが、それだけにとどまらず、全般にわたって検討してもらおうとのことでした。

総務課長からは、定員適正化計画についてであります。11月28日の説明に加えて、より詳しい説明がありました。

一通りの説明の後、まずは施設部会や行革本部で数回にわたって行われている保育所と子ども園の問題について、多くの質疑が出されたわけですが、基本的にはいまだ国の方針が定まらないため、方針は出せないという状況だそうです。

事務事業評価については、現在は各課が中心になって行っていることを第三者評価委員会、このようなもので評価検討するようなことはできないのかとの意見も出され、加えて、広域

でできることは広域でできるよう働きかけるようにとの意見が出されたことをつけ加えさせていただきます。

公共施設のあり方検討委員会に関しては、今回新たに委嘱された委員に対して、過去の検討内容や経過をしっかりとつなぎながら進めることが重要だということの要望が出されております。職員定員適正化計画では、提出の期間がいわびつ荘の指定管理が決まる26年近くまで提出されないのかとの問いに対して、予定では3月定例会に提出する、このようなことが報告となっております。

事務量の計数化ができないと、なかなか議論が進まないというような問いに関しましては、その計数化をしていくのはなかなか難しいという現状、そのような答弁があったことを報告します。

最後に、行革推進特別委員会の付託を受けている全般についての質疑応答に移り、まずは給食センターの候補地選定の見直しについて、当委員会での評決に対する執行部側の姿勢について問われました。

強い要望等の意見についても、執行部側は「意見ですね」と確認をし、意見なら再検討する必要がないととれるような答弁を行い、委員からは、当委員会の意思を真摯に受けとめてほしいとの意見が出されております。

中学校統合は、町として十数億円以上かかる大事業のため、失敗は許されない。議会も責任が問われる問題なので、判断するためには、情報開示は不可欠である。さらなる開示が求められましたが、ここでも言ってもらえれば出す、要望があれば出すとの姿勢で、その態度に対して、行政としての姿勢を厳しく問う意見もありました。

このようなことを議論しながら、行財政改革推進特別委員会は行ってきました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 次は、議会広報対策特別委員会。

議会広報対策特別委員長。

（議会広報対策特別委員長 須崎幸一君 登壇）

○議会広報対策特別委員長（須崎幸一君） 議会広報対策特別委員会の報告をいたします。

去る11月27日、群馬県町村議会広報研修会が群馬県市町村会館において開催され、広報委員全員が参加いたしました。講師は広報コンサルタント深沢徹氏によるものでした。

内容であります。午前中は広報一般論を学び、午後は広報クリニックとして、実際に発行している2町村の議会広報紙を取り上げて診断を受けました。

講師から、議会広報に求められるものは何か。ありのままにわかりやすく、住民とともにを基本とする住民参加型の広報紙を目指すことが大切であること。議会改革が叫ばれる現在において、常時議会広報紙を発行している委員会であるとするれば、議会の中の位置づけとして、特別委員会ではなく常任委員会としての組織であるべきではないかといった提言がされました。広報づくりの原点となる編集指針を改めて再確認をした広報研修会でした。

以上、報告を終わります。

○議長（菅谷光重君） 次は、東日本大震災復興対策特別委員会。

東日本大震災復興対策特別委員長。

（東日本大震災復興対策特別委員長 須崎幸一君 登壇）

○東日本大震災復興対策特別委員長（須崎幸一君） 東日本大震災復興対策特別委員会の報告をいたします。

12月定例会中の12月12日に、中澤町長及び副町長、本多町民課長、丸山産業課長、加辺建設課長、土屋上下水道課長、中井教育課長の出席をいただき、委員会を開催いたしました。

最初に、本多町民課長を含め5人の課長より資料の説明を受けました。

資料等の説明でございますが、まず、町民課長より、放射線量の測定状況、除染計画区域内の除染事業の実施状況、モニタリングポストの改修工事概要、平成24年度放射線量低減対策特別緊急事業補助金の執行状況、放射能測定器貸し出し状況、走行サーベイによる測定結果、平成24年11月実施分でございます。

次に、産業課長より、東京電力への損害賠償について、米、大豆、そばの安全検査について、放射性物質検査についての説明を受けました。

続いて、上下水道課長より、水道水、下水道汚泥、汚泥肥料（農業集落排水）の放射性物質の測定結果、汚泥処理方法、今後の処分方法、東京電力への賠償金請求、入金状況について説明を受けました。特に今後の処分方法として、各処理場内に保管している基準値以上の肥料については、東部衛生センターでの焼却が可能になったことが報告されました。

次に、教育課長より、管内幼稚園、小学校、中学校の空間線量測定結果とスポット除染について、今後の測定除染についての説明の後に、各委員の質疑及び意見交換を行いました。

委員の意見や町側の回答説明を集約しますと、学校教育施設の除染について、委員より意見や質疑が多く出されました。

要約いたしますと、除染実施日以外の日には作業員は何をしているのか。また、太田小・中学校について、昨年から数値が高いと指摘しているのに、今まで何をやっていたのか。対応

が遅いのではないかと。夏休み中の除染作業はどうなっているのか。各地区にサーベイメーターが配置されていて、それと作業員とリンクしないで動いているのか。岩島幼稚園や小学校の遊具周辺の数値が高いことを前に指摘したのに、測定がなされていないのではないかと。子供たちにとって影響がある遊具周辺の測定や除染が優先されるべきではないかと。冬休み中の作業予定はどうなっているのか。大きい作業についてやってほしいという意見が出されました。

次に、産業課関係であります、獣肉についての影響はどうか。また、漁協関係についてはどうなっているのか。農産物の安全検査の機器は何を使ったのか。米、大豆、そばの安全検査について、基準値以下となっているとのことだが、どのくらいの数値であるか。東電賠償請求の関係で、畜産関係の支払いが少ない理由は。また、震災がれき関係について、もっと関心を持って委員会としてやっていくべきではないか。以上、たくさんの意見や質疑が出されました。それに対し、次のような執行部の回答が出されました。

教育課関係の回答でございますが、緊急雇用対策事業として、2名体制で作業をしています。ほかの職員と一緒に除染作業を行うこともあります。通常は15カ所の観測と部分的に高いところは、その都度土のう袋を使い、除染を行っています。

また、学校給食の検査も、毎月1回実施しているとのことでした。

遊具周辺の数値が低かったため、除染作業をしなかったのかどうかについては、後ほど確認したいとのことでした。休み中の作業については、数値が高いところを中心に除染作業を実施したいとのことでした。

各地区にサーベイメーターが配置されていますが、この使用は先生方に測定をお願いしているとのことでした。

産業課関係の回答について申し上げますと、クマ、イノシシ12検体中5検体が基準値を超えている。また、河川によっては、釣った魚を放流しているところもあるとのことでした。

農産物の安全検査の機器は何を使ったのか。これについては、ゲルマニウム半導体検出器とのことでした。

次に、国の安全検査における基準値以下の数値については、米21ベクレル、大豆15ベクレル、そば5.8ベクレルとの回答でした。

東電賠償請求の関係で、畜産関係の支払いが少ない理由については、当初申請があった段階で疑義があったため、慎重になっていると聞いているとのことでした。

福島原発の事故に伴う放射性物質に関する対策についての意見、質疑が多く出されました。今後も委員会として調査研究を続けていきたいと思えます。

以上で委員会報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

---

#### ◎延会について

○議長（菅谷光重君） お諮りをいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（菅谷光重君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

なお、次の本会議は、あす12月18日午前10時から開きますから、ご出席を願います。

本日はこれをもって延会いたします。

大変にお世話になりました。

本日はご苦労さまでございました。

（午後 1時54分）

平成24年12月18日（火曜日）

（第 3 号）

## 平成24年東吾妻町議会第4回定例会

### 議事日程(第3号)

平成24年12月18日(火) 午前10時開議

#### 第1 町政一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(14名)

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	丸山和政君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	中井充君		

職務のため出席した者

議会事務局長 小林 一 喜

議会事務局長 水 出 悟  
議係

---

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） きょうの議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

◎町政一般質問

○議長（菅谷光重君） 日程第1、町政一般質問を行います。

---

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（菅谷光重君） 3番議員、根津光儀議員。

(3番 根津光儀君 登壇)

○3番（根津光儀君） 議長のお許しを得て発言いたします。

町長にお伺いいたします。教育にかかわることで2つお伺いいたします。

第1に、中学校統合について、もう一つは学校における放射能除染についてです。

まず、中学校統合に向けたステップについてお聞きいたします。

11月30日の議員全員協議会において、平成27年4月を目途に5中学校を1校に統合するという町長の姿勢表明がありました。私は英断だと思いました。一度発表したスケジュール

を変更するというのは大変に勇気の要ることだと思いました。ただ、質疑において、なぜ1年の延期を決断なさったのか明確な説明がありませんでした。なぜゆえに27年4月統合なのか、わかりやすく教えてください。

また、この準備期間に何を解決すべきと考えているか聞かせてください。

統合説明会の質疑において、保護者、地域の方々からは、子供たちの精神的安定を望む声が多く寄せられました。いじめ、不登校、荒れる教室を心配している保護者に対して、どのような考えをお持ちなのか聞かせてください。

2つ目の子供の生活圏の放射性物質についてお聞きします。

9月第3回定例会東日本大震災復興対策特別委員会において、学校においては面的な除染を実施すると回答していましたが、実施状況についてお答えください。

以下は、自席に戻らせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 町長、答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の中学校統合に向けたステップについて、準備期間中に何を解決すべきと考えているかでございますが、統合につきましては、当初、平成26年4月に統合という方針で準備を進めてまいりましたが、9月議会におきまして統合の見直しについての陳情書が提出をされ、採択されたことを受け、各地区への住民説明会を行った状況、各地区の温度差、また議員皆様のご意見等を総合的に判断をしまして、統合時期を1年延期することにいたしました。

また、今回一番解決しなければならない問題といたしましては、これまで進めてまいりました平成26年4月統合について理解し、推進をしてきていた多くの方々に対し、1年延期したことについてご理解をいただくことと、統合期間の見直しを求めていた方々に十分な理解を得ることが必要だというふうに考えております。また、子供たちの精神的安定に対し、どのような考えを持っているかでございますが、5中学校が統合されるに当たり、各学校の生徒の多くは、これまでの学校生活の環境すべてが変わることによる戸惑いや不安を持ちながら中学校生活となります。これらが多くのストレスとなり、これまでとは違った精神面におけるストレスのケアが重要となると考えられます。これらの対応、処理については、配置

された教師が対応していかなければなりません。統合直後においては配置された教師だけでも対応には限界があると思われまますので、ここに町単独費による支援員やカウンセラー等の対応によるバックアップ体制を十分に実施していきたいと考えております。

また、2点目の子供の生活圏の放射性物質について、学校等の面的な除染の実施状況でございますが、管内学校施設や体育施設につきましては、放射線量の測定を、ことし4月より月1回の定点観測を実施してきております。この間の測定では、0.23マイクロシーベルト以上の数値を測定した箇所は現在のところございません。しかし、場所によっては部分的に基準値の0.23マイクロシーベルトを超える箇所もあり、これらについてはスポット的な除染を実施しているところでございます。これからも除染の対応につきましては、部分的に線量の高い箇所0.23マイクロシーベルト以上の場所においてスポット除染を実施していくこととしております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） お答えありがとうございます。

まず、統合のことについてもう少しやりとりしたいと思います。私は余り得意とする分野ではありませんが、このことにおいて資金計画、それから通学問題、そして心の問題というこの3つが、大きく父兄から寄せられたと思います。資金計画については、これは過疎債などを起債してやっていくものと思いますが、本当に私の勉強の外のこととして、あるいは同僚でもっとこの問題に詳しい方に譲るといたしまして、心の問題について議論を深めたいと思います。

父兄の皆様、今保護者の方たち、それから地域の人たちが抱えているのは漠たる不安であると思います。それを解決していく手段として、いじめがあったらクラスがえ等が今度ではできるからというようなお答えがありましたけれども、私はそういったことでこの不安を解決することはできないと思います。不登校、いじめ、差別、そういったものは、一番根本の問題、平等であるべき、差別されるということがないのだという基本的な人権の教育が不可欠だからです。そのところを統合に向けて幼稚園、小学校、そして今の中学生たちにもう少し掘り込んで、きちんと教育をする、あるいは一緒に学ぶということが大切だと思います。何よりもこのことについては、私たち大人もきちんとわきまえるべきだと思います。あのときの父兄とのやりとりの中にも、そういったいじめ、不登校といった問題は避けては通れないというようにとれる発言もあったような気がします。これはそういうふうに私は受け取っ

たということだけで、あれなんですけれども、それからもう一つ、いじめられる側にも問題があるからいじめが発生するというような一般的なとらえ方があるかと思えますけれども、いじめというものはいじめる側にすべての責任がある、あるいは問題がある。このいじめる側の、あるいは多数派の人たちと言ったらいいのでしょうか、そういう人たちの心のケアが一番大切なんだと思います。そういった意味から、人権に対するプログラムをこの統合に向けてぜひ考え直して、取り入れていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） いじめ問題につきましては、現在の学校の体制におきましても、いじめ防止に対する先生方の対策というものがとられているというふうに思っております。当然、統合後もこのいじめ問題、いじめ防止につきましては、本当に重要な課題でございますので、これにつきまして先生方に、今根津議員がおっしゃいましたプログラムというふうな表現でございますけれども、そういうものも当然立ち上げて、それにのっとって指導していくという方針でまいりたいというふうに思います。

特に人権につきましても、現在も人権教育というものは取り入れているところでございまして、これからも統合後も継続して、その面につきまして進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） ぜひそのところをお願いしたいですね。

それから、もう一つ、統合によるストレスを緩和するために教師をきちんと配置し、また対応を補助するために、町から独自にカウンセラーもというお話をなさっていましたけれども、大変ありがたいことだと思います。

もう一つ申し添えるならば、統合の計画そのものも今この時点からでも、PTA活動などに一緒にPTAの方も巻き込んで、親たちもそういったプログラムに参加することが大切だと思います。その辺をお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ストレスについてでございますけれども、これにつきましても、現在各学校でその対策はとられているというふうに考えておりますけれども、統合に向けて、これからもPTAの皆さんのご理解や、そしてそれに参画する活動というものも、議員ご指摘のようなものも考えていけばというふうに思っております。今後も子供たちのストレスにつきまして、積極的に解決の方策をとってまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） さまざまなことに既に取り組んでおられるのだとは思いますが、これから1月中旬から、また地域の方たちに対しての説明会が開かれるわけですが、そういった中で、きちんこの人権問題あるいは、いじめ、不登校を防ぐためのことにしっかり取り組んでいくのだということを皆さんに説明をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、いじめ防止対策、本当にこれは全国的な課題でございますので、当町といたしましても、真剣に取り組んでまいるといふふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 統合後も、また引き続き、そういったことに対して根気強く取り組んでいく必要があると思います。なぜなら、東西28キロ、南北16キロというこの町の面的な広がりから言っても、それから坂上地区から東地区と申しますと、気候も違う、気質も違う、そしてそれぞれの地域の文化も少しずつ違うというようなことで、お互いの違いを認め合うということ、それがいじめを防ぎ、不登校を防ぐことの一番基本の大切なことだと思うので、よろしく願いいたします。

さて、子供の生活圏の除染についてですけれども、9月の委員会の中で面的な除染も実施するというふうに私は町長の発言から受け取ったんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどの説明にもございましたけれども、学校施設や体育施設につきまして測定を実施しておりますけれども、0.23マイクロシーベルト以上の箇所が現在のところないということでございますので、集水ますというふうな、本当にスポット的なところにつきまして除染をしているところでございます。今後も測定を続けるわけでございますので、0.23マイクロシーベルト以上で、かつ面的除染が必要なところがございましたら、当然そういう箇所は除染をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） そうすると、現在は必要がないからしないんだということですね。

今定例会の中の特別委員会において、今回は非常に丁寧な資料をいただいた。これはありがたいことだなと思えました。委員会の質疑の中でなかなか全部精査といいますか、目を通

して理解するという事は困難ですので、家へ帰ってからもう一度復習してみましたけれども、資料を拝見して一番思ったのは、時系列にもう少しまとめてほしかったなというような気がいたします。除染後も0.23マイクロシーベルトの箇所がまだ残っていたり、除染していない場所もあります。町長は積極的に除染をすると非常に9月のときに力強くおっしゃっていたので、今年度中に本当に徹底的にやるんだと私も理解しているんですけども、ぜひ年度の切りかえ、今年度中、少なくとも子供の生活圏においてはすべて実施したと。はかったけれども出ないと。はかり直してまた出ないというぐらいに、徹底してマイクロホットスポットも排除していくというような対策をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これからも学校施設、体育施設等につきましては、観測を切れ目なく実施をしまして、高い箇所につきましては早急に、迅速に除染を行っていくという方針でございます。これからもこの放射線問題は子供たちにとって重要な問題でございますので、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 今年度中に子供の生活圏における除染をここまでやったというような報告をいただくことができますでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 月1回の定点観測等も行っております。そういうものを行った結果で除染も行うところでございますので、当然そういう資料はとってあるというふうに、これからもとって実施していくということでございますので、当然資料的にはご提出できるのではないかとこのように思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 定点観測も非常に大切なことなんですけれども、校舎の隅に潜んでいる部分、それから遊具のそば、周辺などが高くなっていく傾向があるという、こういった本当のマイクロ的な汚染箇所、あるいは線量の高い箇所を洗い出してというか、拾い出してというか、どこが高いのだということを確認して、そしてそういった箇所をきちんと除染して、それをここはこういうふうにしましたと。このぐらいの度量ですというようなことを年度内に報告書あるいはこういった資料を私たちに出していただきたい。町民の皆さんにもそれを開示してほしい、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 放射線量の測定につきましては、きめ細かく現在も行っているところでございます。また、資料等につきましても、先ほど申し上げたようなことで整理保存いたしますので、ご要望に沿えるような状況にしたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 非常に後を引く問題ですので、年度変わっても、またいろいろなことが起きてくるのかなと思います。ぜひ長く、根気強く対応していただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見賜りました。大変よいご意見でございますので、今後もこの放射線に対する対策を進めてまいりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 以上で根津光儀議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、10番議員、青柳はるみ議員。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） それでは、一般質問させていただきます。

文化で立つ町にというテーマでさせていただきます。

第1に、趣味、運動等のグループを支援し、町の活性化を図ろう。また、第2に、だれもが文化に触れる機会を積極的に持てる町民大学の設立を提案します。

町村合併から6年たち、少しずつ広くなった町の形になじんできた感があります。それは趣味、サークル活動等の文化活動を通して、町の行事に参加する中で、今まで交流のなかった地域の人と触れ合うことで、お互いを認め、友情をはぐくんできたということも、大きな因だと思います。夜になると、学校や各地の社会体育館には明かりが付き、バドミントンやバレーボール、卓球やバスケットを親子で楽しむ様子が見られます。今まで交流のなかった地域の人がこれらを通し、にぎやかに活動している姿は、民の力の大きさを感ずるとともに、頼もしくもあります。

町ではどのくらいの団体を把握していますか。これらの団体が活動するのに道具や環境が整っていますか。また、要望を受けていますか。町広報で運動の大会や活動が報じられ、自分も参加したいと思う人が意外と多いことを感じます。まだ入れる枠があれば、部員募集を

たびたび広報でしていただきたい。また、文化活動の団体の中には、教養講座に参加した人々が続けてやりたいという声上がり、自主的に活動を始めている団体が数多く見られます。初めは公民館主催であったもの、既にある団体のワークショップである場合もありました。このワークショップで始めた趣味を、その団体が各地の介護施設、保育園、老人会、敬老会、いろいろなところで発表することで、喜びもお互いを感じております。

各公民館で地域にある特性を生かし、初めは行政からの仕掛けが必要に思いますが、そのときに各公民館や会場に行くのに車がなければ参加できないのでは、だれもが参加することができません。その便宜を町では支援する必要を感じます。そしてことしは勉強しよう、人の中に出かけてみようという思いを促す町民大学を提案します。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の団体の把握及び環境整備についてですが、町においては、文化活動を行う団体につきましては、文化協会所属団体及び各公民館の主要団体として18部107団体の把握と、各スポーツ団体につきましては、体育協会所属の団体及び各体育施設やグラウンドの使用団体として、13部70団体について把握をしております。この把握をしている団体の活動場所として各体育館があり、この使用につきましては学校開放調整会議を年4回実施し、各団体に、お互いに調整しながら公平に使用できるよう行っております。各種団体が使用する道具や環境整備につきましては、使用団体からの声を聞き、できるだけ要望に沿えるよう整備拡充に配慮しております。

また、部員募集や大会の連絡につきましては、年4回の体育協会だよりを毎戸配付し、必要に応じて町の広報、お知らせコーナーにも掲載しております。

2点目の町民大学の設立提案でございますが、現在、町では寿大学を年間8回開催をし、各種講義から施設研修会を行っており、約120名程度のご参加をいただいております。また、東吾妻連携講座におきましては、高山村、中之条町と連携し、年4回の講座を開催し、30名程度の参加をいただいております。これらの事業について、今年度以降も引き続き実施をしていきたいと考えておりますので、町民の皆様のご参加をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

寿大学年8回、連携講座が始まって年4回、広報で見えております。とても連携講座もほかの町村と一緒にいいと思います。その中で町民大学をこうした盛り上がりの中、連携講座、寿大学の延長で、また寿ということですから高齢者だと思いましたが、年齢に関係なく参加できる町民大学、町民と言いますが、名前もまた考えればいいと思いますけれども、町民大学を設立して、年齢に関係なく参加できる講座を設けていただきたいと思います。

また、町民大学に1年ごとに登録して、出席した際には学生証にスタンプを押して、ことはこれだけ勉強したという満足感があると思います。

また、催し物を町で主催する際、参加者が来るかどうか、せっかく大金かけて講師を呼んでも少ないこともありました。そういう参加者の心配することなく、そのときの会場に合わせて大学校生を優先して招集するなど、空席があり過ぎることなく、無駄なくできると思いますので、大学校生を募集していただきたいと思います。会場はいつもこの町なかではなく、町内各地の公民館、また各施設を利用して、その地域、地域の人々を呼び起こしていただきたいと思います。その際にはやはり車を回すなどの足の確保が必要となります。町からの少しの支援で民の力を最大限に生かせると思います。家から一步出て、人々が交流し、にぎやかな町にするための施策と思いますが、町長に1つお伺いします。この町には古代からの遺跡や土偶とか出ております。今回出たこの総合計画にも、誇れる町という部分が非常に多く使っております。町長の誇れるとはどういうことを思われておるかお伺いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民大学につきましては、現在行っている寿大学等のものをもう一度よく精査をいたしまして、また、こういった町民大学を開催をしている市町村の状況等もよく調査をいたしまして、今後の検討課題だというふうに考えております。東吾妻町、ハート型土偶など全国的にも本当に誇れるそういう遺跡発掘物もあるわけですので、これからは東吾妻町が文化の高い町だと言われるように、文化事業につきましても力を入れてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） ハート型土偶ということを町長からお聞きしました。ハート型土偶から初め、またこの間の渋川の金井から出たそういうものが、上信自動車道の工事によって、またこれからは出てくるかもしれませんが、ここにはそちらの7世紀にあったという金

井廃寺という考古学を勉強されている方が非常に注目されている遺跡があるということを知りました。金井廃寺の寺院の柱の敷石という大きなものが出たり、屋根がわらが出土したり、また南蛮人が来て、ここに住み、技術を教えたと言われる製鉄の技術があったということがありました。やはり天変地異の少ない、また自然の大きなものをあがめる昔の人の気質で、浅間山が唯一見える金井地区、また、岩櫃山に守られた場所でもあります。榛名から流れる清らかな豊かな水のある場所として選ばれたその金井廃寺、かなり大きなものと聞いております。7世紀からまた今世紀の間に麻や農産物、また文学者や美術家が育ったこの土地柄と思います。こういうことも誇りの持てる町としての基盤があると思いますが、金井廃寺や文学者、美術家について町長の認識をお聞かせ願います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金井廃寺、東吾妻町の第一級の遺跡だと言われておりまして、これにつきましては県の指定になっておりますので、これにつきましては県の文化財関係の組織とよく協議をしながら、これを何らかの形で東吾妻町のイメージアップのために使っていくということは、非常に重要なことだというふうに思います。

また、先ほど南画家の新井洞巖さんの作品展も中之条町のほうで開かれております。そういった非常に東吾妻町も文化の薫り高いものが多く存在しているわけですので、これからもそういうものに対して、東吾妻町としてイメージアップのために使っていくような方向を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 町長から、今新井洞巖のお話がありました。私も中之条の博物館に行ってみまして、その中で洞巖の数多い絵もさることながら、ずっと一巡しますと、この東吾妻町から出ているものが非常に多いのに気がつきました。中之条町から出ているものより多いんじゃないでしょうか。その中でセキュリティーの問題もありまして、うちの町で置いておくということはできないかもしれませんが、行く行くはそういうものを大切にしていきたいななんて思います。

また、町長のお話から、ほかの町村を見て大学を考えていくというお話がありました。隣の中の条大学というのがありまして、興味を持った方が、かなり多くのうちの町民が参加したんだそうです。ところが、だんだん人気が出て、もう町内の人しかだめですと断られたということは何人も聞きました。そのぐらいいろいろな活動、趣味、文学をまた勉強する、ま

た古代の人に思いをはせる、そのような学習が非常に人気なんだなと思いました。その中で、うちの町もつくってほしいという声を数多く聞きましたので、きょうのこのような質問になっております。二番煎じでありますけれども、ほかの市町村でいいとされて、またうちの町にも当てはまる町民の気質に合うものは取り入れていただきたいと思いますが、そのような現実がありますので、早いうちに大学の設立を考えていただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、関連の事業、またその他の市町村の町民大学等の開催状況等を調査いたしまして、今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 今お話、ありがたくいただきました。勉強したことがまた自分も楽しい。またそれを発表して、また催し物を開催したところの人々にも喜ばれる。そうしたお互いに生かせるという施策は、非常に民の力を活用する、出すということで大切だと思います。ぜひとも町からの支援というのは、やはり予算、財政だと思いますが、少しの支援で町民の力、町民の工夫、そういうものを引き出せる施策をよろしくお願したいと思います。以上で終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長、何かコメントありますか。いいですか。

以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を10時55分といたします。

(午前10時44分)

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

(午前10時55分)

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、11番議員、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

今回の私の一般質問でありますけれども、町長が町政のトップとして2年8カ月がたちまして、来年は1期目の最後の年度を迎えるわけでございます。そうした中、過去の町政運営を振り返り、思うこともたくさんあるのではないのでしょうか。そこで、町民に対し、町長が思い描く町政運営についての考え方や新年度予算編成の中心となる具体的な施策、事業を示していただきたいと思っております。

まず、町政運営についてでございますけれども、具体的な事柄についてお伺いをしたいと思っております。

施策の方針を決定し、実施するに当たり、町民の理解と協力を得る必要が当然あると思っておりますけれども、そのためにどのような手法を用いて行うことが最善であると思われるのでしょうか。

次に、財政の健全化や効率的な行政運営を図るために、吾妻広域町村圏での町村との連携は非常に大切であると思っております。具体的にどのような連携をした広域行政を町長は考えておられるのでしょうか。

また、住民の町政参加を推進するための具体的施策は何があるのでしょうか。町長がことし実施した町政懇談会は大変参加者が少ないようでしたが、今後の実施予定についてお聞きをいたします。

次に、新年度予算編成についてでございますけれども、新年度の主な事業は、本年度同様、子育て支援事業を中心に考えておられるのでしょうか。具体的に申し上げますと、給食費無料化に向けて再び予算計上を検討するのでしょうか。中学校統合事業の予算規模はどのくらいを考えておられるのでしょうか。また、坂上、岩島地区の学童保育所建設の調査費等を含む予算化の検討は考えておられるのでしょうか。また、子育て支援事業のほかに、町長が重点施策とするものとして予算計上するものは何があるのでしょうか。例えば観光基盤整備や鳥獣被害対策、雇用対策等が考えられますが、いかがでしょうか。

以上のことにつきまして質問をいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、町政運営につきまして、1点目の町政を行う上で重要なことは、町政への町民の皆さんの参画を促し、よりよい政策形成を図るため、その着手段階で施策に係る基本的な情報やプロセスを明らかにすることとあわせて、目的と手段を正確に伝え、課題解決に向けて共通の認識を持つことが必要だというふうに考えております。そのため、まずは情報提供の手法について工夫し、効果的な情報発信に努めて、積極的に説明責任を果たし、相互理解を深める中で、丁寧な対話と参加を基本姿勢に、お互いに協力しながら町づくりを進めたいと考えております。

また、町民と行政が一体となって計画的に町づくりを進めていくための基本指針として、東吾妻町第1次総合計画を作成しております。本年度で前期基本計画が終了し、来年度から後期基本計画をもとに事業を実施してまいります。円滑な町政運営を推進し、町民の施策への相互理解と連携協力を図るために、パブリックコメントや町政懇談会を初めとした意見公募手続及び広聴制度などをより充実したものにしていきたいと考えております。

2点目の吾妻広域町村圏での町村との連携でございますが、住民の日常生活の広域化に対応するため、昭和47年に発足した吾妻広域町村圏振興整備組合も、ことしで40年が経過をいたしました。この間、広域事務処理システムの形成や地域の総合的居住環境整備を目標に、広域サービスシステムの整備を促進し、広域消防の確立、火葬場、斎場、病院などの整備とともに、緊急医療体制の充実、また行政の合理化と広域行政の一元化を目標に複数の一部事務組合の統合を行い、養護老人ホーム、消費生活センターなど、現在14の共同事務処理を行っております。また、今年度におきましては、各町村が独自に導入している基幹業務に係る電算システムについて、より最小経費で最大効果を上げることができる効率的な事業推進を図るため、広域組合が中心となり、各町村担当者とシステムの共同利用に向けた調査、検討に取り組んでいるところでございます。今後も時代状況に合わせた新分野での共同事業の展開や共同事務事業の充実化を図り、地方分権に対応した広域連携に努めてまいります。

3点目の住民の町政参加推進施策ですが、住民の町政への参加と協働の町づくりを推進するため、東吾妻町第1次総合計画にも記載をされております、住民参加型町づくりにおける合意形成の手法でもあるワークショップ等の導入も検討してまいりたいと考えております。

4点目の町政懇談会につきましては、ことし6月に実施をし、各地区5カ所で行い、延べ

61名の方に参加をしていただきました。今後の予定といたしましては、できるだけ多くの方に参加していただけるよう、開催時期や開催方法等を検討し、開催してまいりたいと考えております。

次に、新年度予算編成でございますが、1点目の給食費無料化に向けての予算計上の検討でございますが、給食費の無料化につきましては、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため検討してまいりましたが、新年度予算への計上は見送ることとし、今後の検討課題としたいと考えております。

2点目の中学校統合事業の予算規模でございますが、平成27年4月の統合に向け、必要とされる校舎改築等の工事を平成25年度から実施をしていく予定です。これらにかかる費用として、校舎の増改築費と統合時のスクールバスの乗降場所及び駐車場の確保が必要であり、町の総合計画で検討している学校給食調理場のセンター化を同時に実施する計画でございます。そのため、給食センターの建設費と、その建設箇所にある既設建物の解体撤去処理費等で、新年度におきましては、おおよそ10億円の費用計上となると考えております。

3点目の坂上、岩島地区の学童保育所建設の予算化の検討ですが、学童保育所につきましては、小学校区ごとの設置を目指しておりますが、現在3カ所でございます。未設置の岩島、坂上地区においては、中学校統合後の廃校利用なども視野に入れ、引き続き検討してまいります。建設調査費等の予算化については、来年度当初予算では考えておりませんが、具体案が固まりましたらご説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

次に、子育て支援以外の重点施策ですが、当町が直面している現状は少子高齢化でありますので、この現状を踏まえた事業の必要性を考えております。具体的な事業につきましては、現在予算編成中ということもございますが、この観点に立った予算を考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 再質問ということで、まず一問一答形式で進めさせていただきますけれども、町政運営の基本について、今述べていただきました。実際に先ほども私申し上げましたけれども、町長就任されて2年8カ月ぐらいたつと思うんですが、施策がうまく進んでいるというふうに思っておられるのかどうかちょっとお聞きしたいんですけれども、例えば中学校統合につきましても、町長が昨年方針決定をされた後に、また変更というふうな形で見ても、私から見ると、どう見ても順調に事が進んでいるとは考えられませんが、その辺町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中学校統合につきましては、平成27年4月を目途に、今後も町民の皆様  
様に統合の必要性等を訴えてまいりたいというふうに考えております。

また、議会の皆様にも、統合につきましては民意を十分にお酌み取りの上、統合に向けて  
真摯に対応をお考えをいただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 私は質問、例えばという例を挙げたんですけれども、町長、今まで  
3年近くたった中で、町政運営の中で、町長として今の現状を見たときに、施策がうまく進  
んでおられるかどうかということをお聞きしたんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変に重要な課題が山積をしておるところでございます、一朝一夕  
にそういうものが解決をできる状況にはなかなかないかというふうに思います。今後もそう  
いう課題につきましては、議会の皆様のご理解も得て、真剣に取り組んで解決のために努力  
をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひお願いをしたいなというふうに思います。なかなかいろいろな  
施策がうまく進んでないように私は思っておりますので、町民の皆さんの理解や議会との連  
携をうまく図っていただいて、町政運営を進めていただければというふうに思います。

次に、先ほど言われましたパブリックコメント、また町政懇談会等を通じて町民の声をよ  
く聞いて、町長も丁寧な説明をしていただくということでお話があったと思うんですが、こ  
の町民の共通理解と協力がないと、行政がなかなか難しくなるような気がするんです  
けれども、町民にとってはその辺がしっかりしないと、不安や不信感というものを抱くよう  
な気がしますけれども、その辺についてもひとつぜひお願いをしたいというふうに思います。

町政懇談会の参加者の話が出ましたけれども、61名ですか。非常に少なかったような気が  
いたします。私も町政懇談会に参加をさせていただいている中で、実質的に議員の皆さんも  
参加をしているということになりますと、実際の町民の皆さんを換算しますと61名の半分ぐ  
らいの方かなというふうに私は思っているんですけれども、今後、また町政懇談会に多くの  
参加をしてもらうための開催時期や方法等を検討するというふうな今の説明でございました  
けれども、もう少し具体的に示していただきたいんですが、町長、ありましたらよろしくお

願います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しましたように、実施をした状況等よく見直しをいたしまして、平日の夜7時からというふうな開催方法でございますけれども、こういうものも見直しをするべきということになれば、土曜日の午後ですとか夕方ですとか、そういうふうなことも考えられますし、大勢の町民の皆さんがご参加いただけるような、そういうものを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひ多くの参加を町民の皆さんの声を聞いた中で町政運営をするという部分が非常に大切だと思っておりますので、お願いしたいと思います。特に私が感じたのは、やっぱり周知徹底ですかね。町政懇談会が住民の皆さんがこの日にあるよというふうな形の部分で、本当に理解をしているのかどうかという部分がありましたんで、たしか毎戸に案内を配ったのではなくて、回覧等で多分したというふうに私のほうは承知しておりますが、やはり住民の皆さんに周知徹底、参加できるような形の方法をよく考えていただいて、この町政懇談会についてもぜひ来年も開催をしていただきたい、このように思います。

次に、質問をします。吾妻広域圏の町村との連携についてでございます。

先ほどのお話のように、システムの共同利用に向けた検討についてということで説明を受けましたけれども、大変よいことだというふうに私は思います。財政的な問題がそれぞれの自治体であると思いますので、こうした連携を密にして、お互いに広域の中で多様化している行政の役目を果たすように、共同事務処理できるものは行い、効率的な町政運営を図ることが非常に大切であるというふうに私は思っておりますので、ぜひ今後とも推進をしていただきたいというふうに思います。

それから、住民参加型の町づくりの合意形成の手法として、ワークショップ等の導入も検討していきたいというふうな先ほどの説明でございましたけれども、実際に検討段階に入っているのかどうかということと、それから、新年度において、これを検討して、導入する意思があるのかどうか、その辺を聞きたいんですけれども、その意思があるとなれば、どんどん導入に向けて実施に向けた段階に進むべきだと思いますので、町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、広域化につきましては、当町から派遣した職員が事務局でお尋

ねの共同処理の面につきまして一生懸命取り組んでおるということでございまして、我々にとっても大変よいことだというふうに思っております。

また、ワークショップ等につきましても、新年度において導入に向けて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、新年度における予算編成についての関係で、子育て支援以外の重点施策については、先ほど現状の少子高齢化対策を考慮に入れた予算編成との説明でありましたけれども、現段階ではそういった形で、ちょっと町長として具体的な事業方針は示せないというふうな判断をしてよろしいのでしょうか。確認でございます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ、そのようなことでございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひまだ時間がございますので、町民の皆さんに対しても、議会に対してもそうですけれども、この少子高齢化対策の具体的な事業について内容について決まり次第、説明をしていただければと。全協等これから来年度あるかなと思いますけれども、そういった機会によろしく願い申し上げます。

最後になりますけれども、今までの町政運営における課題は何かを真剣に町長、考えていただく中で、私はやっぱり住民や議会の理解と協力は、絶対にこの町政運営をする上では不可欠であるというふうに思っておりますので、ぜひ町民のために町長としての役目をしっかり果たしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご意見承りました。これからも、この東吾妻町、明るく元気でよい町にしていくために、議会の皆様とお互いに協力して頑張ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 一 場 明 夫 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、13番議員、一場明夫議員。

（13番 一場明夫君 登壇）

○13番（一場明夫君） それでは、一般質問をさせていただきます。

今回は3点について質問いたしますので、項目別に明快に答弁をいただきますようお願い申し上げます。

最初に、イベントコミッション的な組織の設立について伺います。

現在、町内では町の活性化や町民の文化、スポーツ振興などを目的に、各種のイベントが開催されていますが、それをサポートやプロデュースできる体制がないことから、スタッフの確保などを初め、イベントの運営に苦労している実態があります。私も町の活性化を目的とした団体に所属していて、かつて県の補助を受けて、イタリアからフットサルのプロチームを招いて、イタリアチャレンジカップというイベントの開催に中心メンバーとして携わった経験があります。フットサルのプロリーグがスタートする時期だったこともあり、県外からも多くのチームが参加し、年々盛り上がってきましたが、500万円を超える多額の資金やスタッフの確保が困難になり、残念ながら3回で打ち切らざるを得なかった苦い経験を持っています。現在は杉並区での定期的な朝市やイベントで直売コーナーに参加するためのバックアップや、東洋大学の駅伝チームの合宿のサポートするような活動をしています。

こうした経験をした立場で考えると、この町にイベントコミッション、すなわちイベントの開催をサポートしたり、場合によってはプロデュースに協力してくれる組織があれば、特に民間がイベントを開催する際に、大きな力になってくれるものと思われます。この町で各種のイベントが開催されている現状を見ると、まさにすぐにでもイベントコミッション設立が求められているものと判断されます。ついては、民間の活力を最大限に活用するためにも、町が民間と協力して、その設立をサポートしてくれることが大いに期待されているものと思っておりますが、町長として取り組んでみる考えがないか伺います。

次に、日本で一番美しい村連合への加盟について伺います。

この団体はフランスで発祥した連合を模範にして、平成17年に設立され、すばらしい地域資源を持ちながら、過疎にある美しい町や村がみずからの地域に誇りを持ち、町づくり活動を展開することにより、地域の活性化や自立を図ること、さらにその活動を通じて景観や環境を守り、観光的付加価値を高め、地域資源の保護や経済の発展に寄与することを目的としています。町として加盟する場合、人口要件が1万人未満という基準がクリアできませんが、

中之条町のように、地域加盟であれば、これがクリアでき、基準になる地域資源が2つ以上あり、それを生かす活動があれば、加盟は可能のようです。

例えば坂上の須賀尾地区は、かつて信州・草津街道の宿場として栄え、その面影を今に伝えており、地区全体が村のイメージを残し、石仏や棚田風の田園風景に加えて、観光施設として浅間隠温泉郷やかやぶきの郷もあります。また、温川や滝ノ沢の清流に加えて、浅間隠や坂倉山の遠景もすばらしく、古くからの伝統行事も多く残っています。さらに、既に地域活性化を目指した活性化推進委員会ややはず会が積極的に活動しており、宿場に屋号看板を取りつけたり、展望台の整備に加え、登山道整備などを行っていると聞いています。こうした現状を見る限り、地域支援になり得る要素を十分備えているものと思われま。これはほんの一例にすぎませんが、当町は首都圏に近く、中山間地特有の美しい豊かな自然が残っていることから、日本一美しい村連合に加盟することにより、観光振興や地域活性化に生かしていけるものと思われま。ついては、町全体を見る中で、その適地を選定して、町の新たなブランド化を目指すためにも町長が先頭に立って、住民と協力して加盟にチャレンジしてみる考えがないかお伺いいたします。

最後に、都市計画と市街地の再開発についてお伺いします。

当町では、高規格道路として整備される上信自動車道の計画が進み、完成すれば町内を東西に吾妻地区の交通の大動脈が走ることになり、地域振興や経済活動などに大きな効果が期待できるものと思いま。

反面、交通の流れが大きく変わることから、現在の国道145号線沿いに急速に発展した原町市街地が取り残されてしまう可能性も否定できません。中之条町の市街地が二度のバイパスの完成とともに、駅の南にシフトしていく実態や、高速道路の開通により町が衰退してしまっ事例も多くあることを考えると、今から真剣に考え、タイムリーに対策を講じていく必要があるものと思われま。川戸地区と原町市街地は吾妻川で分断されていますので、街路事業もしくは都市計画道路としてダイレクトに原町市街地にアクセスできる道路整備をする必要があると考えるのは、私だけではないと思われま。それをベースにして、この機会に都市計画について再検討し、旧原町市街地の再開発を図っていくことも大切ではないかと考えられま。これにより、吾妻地域全体の中心商業エリアとして不動のポジションを確保し、この町のさらなる発展を期していくことが大切だと思われまが、町長はどんなプランを持っているのかお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願いま。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、一場議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町と民間が協力してイベントコミッション的な組織を設立をする考えはないかとのことですが、町村合併以降、総合計画でも住民と行政の協働を掲げ、それまで両町村で行ってありました各種イベントや行政主導の祭りなど、でき得る限り住民の皆さんや民間の活力を取り入れた見直しと整理に、ご協力を得ながら取り組んできたところでございます。

しかし、現状の体制等を考えたときに、スタッフ確保やイベント運営にその都度立ち上げる実行委員会などが大変苦慮している実態も、議員ご指摘のとおりかと思われまます。今後、行政改革の重点事項である効率的、効果的な行政の推進や住民の行政参画の推進ともあわせ、検討してまいりたいと考えております。

2点目の、日本で一番美しい村連合への加盟についてですが、これにつきましては、日本で最も美しい村連合というふうに思われますけれども、これにつきましては、素晴らしい地域資源を持ちながら過疎にある美しい町や村が、日本で最も美しい村を宣言することで、みずからの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うこと。住民による町づくり活動を展開することで地域の活性化を図り、地域の自立を推進すること。また、生活の営みによりつくられた景観や環境を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域資源の確保と地域経済の発展に寄与することを目的とするとされ、日本の農山村の景観、文化を守る活動など、地域振興を行うため、平成17年に特定非営利法人として設立をされ、43町村、6地域が加盟しております。群馬県内では昭和村、中之条町伊参地区、中之条町六合地区が加盟しております。

当町は中山間地域に位置し、豊かな自然が残っております。山合いの地域では、農山村の生活や地域形態が残されており、また、その地域の営みが積み重ねられ、地域の歴史として地域特有の風習、文化などと相まって、大切に引き継がれてまいりました。議員の質問にもございますが、日本で最も美しい村連合の加入要件を備えている地域もあると思われまます。また、日本で最も美しい村連合に加入することにより、地域振興や観光振興の推進が図られ、地域が誇りを持って自立をし、将来にわたって美しい地域であり続けることや、加盟町村との交流や活動の連携などの効果が期待できると思われまます。そのためには、地域の皆さんのご理解とご協力がなくてはならないというふうに考えております。

同連合への加盟につきましては、先進地事例を参考にしながら、地域の皆様におつなぎもし、この町にとってどのように生かせるかを含めまして、今後十分検討してまいりたいと考えております。

3点目の都市計画と市街地の再開発についてでございますが、都市計画道路の変更と上信自動車道の計画は、全員協議会でその状況についてご説明したとおりでございますが、町としてはぜひ川戸インターの設置をお願いし、川戸インターから現在施工中の（仮称）吾妻大橋を経て、原町駅前へのアクセスは最も重要な幹線と考えております。

原町地区につきましては、駅北土地区画整理事業が始まる時期とほぼ同時期に、駅南町づくり連絡会が組織をされ、現在も活動が行われております。駅南町づくり連絡会は、駅南6地区から各地区2名の代表が選出をされ、原町地区の町づくりについて調査研究、実践が行われております。原町駅周辺では、平成16年から平成20年にかけて、町づくり交付金事業により、自由通路、南口、北口広場、3カ所の街区公園や福祉ふれあいロードをシンボルとした回遊性歩行動線などの整備を行ってまいりました。この中でも駅南町づくり連絡会の皆さんに参画いただき、事業を進めてきた経緯がございます。また、現在も街路事業につきましては、ご意見をいただき、参画いただいております、町民と協働の町づくりの蓄積があります。

今後、上信自動車道の線形が確定するのは、整備区間に格上げされ、現地調査後になると思いますが、その時期に合わせ、都市計画道路全線の見直しを計画する予定で、駅南町づくり連絡会の皆さんを初め、地域の皆様の意見や要望を十分聞き取り、地域の皆さんと協働し、地域全体の町づくりを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 基本的には検討していただけるというお返事をいただいたんだと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

幾つか関連で質問したいと思ひますけれども、イベントコミッション的な部分なんですけれども、ことし町内でマウンテンバイクのイベントを開催したところ、県外からの参加者もあり、好評だったものと感じて居ます。開催日を急に変えたというようなことで参加者が減ってしまったのは残念でしたけれども、実行委員として参加してみても、やはりボランティアで運営するスタッフを確保したりする。これは非常に苦勞があったんだというふうに思ひます。マウンテンバイクというのはこれからのスポーツとして期待されているようですか

ら、このままいけば、ある意味全国レベルのイベントになり得る要素を持っているんだと思います。こうしたイベントを定着させるためにも、先ほど言ったようなイベントコミッションみたいなものがあってくれることが非常に大切だと思います。町長は検討していくというお話をいただきましたけれども、ぜひ近い機会に主管の部局と協議をしてみたい、できるか、できないかの検討作業にぜひ入っていただきたい、そんなふうに思っていますので、その辺についてもうちょっと詳しく町長、お答えいただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） さきに行われましたマウンテンバイクの大会、開催時期が2週間ほど早くなるというふうなアクシデントのもとでございましたけれども、多くの参加者がございました。遠くは京都から来ていただいた方もおるといふふうなことでございます。特に東吾妻町の森林地域の、昔作業として歩いていた道をマウンテンバイクで走っていただくといふふうな30キロのコースが、愛好団体の協力によりまして設定をされ、そして大会が非常に活気あり、また成功したということは非常によいことだといふふうに思っております。

イベントコミッション組織の設立についてでございますけれども、近年全国的に地域起こし協力隊などの外部人材導入によりまして、大きな成果が報じられておりますけれども、当町でも新年度から緑のふるさと協力隊による外部人材導入を検討中でございます。プログラムの一環として、地域に密着したさまざまな活動に取り組むとされており、地域行事にも参加していただけるというふうに思っております。

また、国や県などにおいても、専門家やアドバイザー派遣などの支援事業も実施をされております。中には自治体の準備不足で導入してしまい、地域において問題が生じたケースも見られるようでございます。今後は観光協会、そして体育協会等の関係団体とも十分に協議をし、横断的な組織を立ち上げる必要があるか、行政改革の重点事項を踏まえ、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひお願いしたいと思います。私の今の話、前回の一般質問で出されたそういった制度を活用してというのも、実はこれから提案しようかなと思ったんですけども、先に言っていただけましたので、そういった意味も加味して、いろいろやることによって、十分その組織の設立ができて、民間の活力を生かす中で、町の活性化が図れていく。イベントができていくというようなことにつながるといふふうに思いますので、ぜひとも設立について

考えていただきたいと思います。

関連で1つだけお願いしておきたいのが、イベントコミッションの設立とあわせて、例えばさっき言った自転車などが、今度またロードレースをやりたいというような申し入れもありますので、そういったものとあわせて、例えば自転車の町として定着させるとか、そういったことを総合的に考えていく必要があるのかなというような部分もありますので、前にもちよつと言ったことがあるんですが、スポーツをテーマにした町づくりというようなものの中の総合的にそういうものをプランづくりをして、それに基づいていろいろなものが動いていくというような仕組みをつくることも大切かなと思うんですが、町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） マウンテンバイクにつきましては、現在30キロのコースが設定をされたということでございますけれども、今後これを100キロ程度まで延ばして、マウンテンバイクと言えば東吾妻町というふうな状況にしていくということで考えてみたいと思います。また、ロードレースにつきましても、八ッ場ダム直下地域を活用して、その地域が振興されるような、そういう自転車のイベントが開催できればいいかなというふうに思っております。今後も自転車の愛好家団体とか、あるいはスポーツイベントの専門家もいらっしゃるようございますので、そういう皆様のご意見と協議をいただきまして、いいものを進めてまいりたいというふうに思っております。計画につきましても、スポーツイベントの専門家等のご意見をいただいて進めてまいりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひお願いしたいと思うのは、要するに、しっかりしたプランに基づいてやっていただきたい。今町長が言ったように、私が知っている限りでも、スポーツ振興協会とか、そういったところの手助けが得られるような部分もあると思いますので、ぜひ町長がこれから予算編成する際に、そういったもの、経費はそんなにかからないと思いますので、考えていただければと思いますが、その辺だけ最後にちょっとお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見のとおりでございますので、やはり経費を抑えた上での取り組みということでございます。いいものが計画できればというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） その次に、美しい村連合の関係でお聞きしたいと思います。

最初に私が最もという部分が抜けていたようですので、これは私の落ちだと思っておりますので、後で追加しておいていただきたいと思います。先進地等の進め方を見て、地域と協議して検討していくというような答弁だったと思っておりますが、先ほど言ったような、例えば例で言いましたけれども、かなり有力な地域があると思っておりますので、ぜひ検討をしてもらいたいと思っておりますが、ただし、地域に加盟する意思がなければ、これはできませんので、先ほど町長が言ったように、その辺のところから始めるようになるんだと思っております。ぜひそういうことを努力していただきたいと思いますけれども、先ほど町長の答弁でもありましたが、加盟されているのが10月現在で43町村、6地域、そのうちに群馬県内というのはさっき言ったように昭和村と中之条町の伊参と六合地域ということですので、県下では連盟の加盟が少ないので、チャンスは十分あるんだと思っております。観光振興、地域振興を考えたときに、町として新たなブランドとして活用できる、そういうメリットがあるんだと思っておりますので、会費だとか運営経費的なものは何とか工面できるぐらいの多分規模だと思っております。事務局に聞いたら、多分そんなに負担はかからないようですから、ぜひ検討していただきたいと思います。加盟するための申請というのは年に1回だけのようですから、3月末と言っているんで、その後審査して適当であれば8月に加盟できると、認められるというような話のようですから、今回言ってもすぐには無理だと思っておりますので、しっかり準備して、例えば1年後の加盟を目指していただくとか、そんなことの努力をいただければと思っております。町長、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 日本で最も美しい村連合、これは北海道美瑛町長の浜田さんが会長だということをございまして、たまたま私が就任したときに直接お電話をいただきまして、また面識もあるものでございます。そのようなことから、この連合につきまして、直接的に本音の部分の話が聞けるのかというふうに思っておりますので、そういう面も検討しながら、時期を定めてというふうなこともおっしゃいましたけれども、今後の1つの検討材料ということで研究をしてみたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。この町は草津町の温泉みたいな、そういう大きな観光資源ではありませんので、こういったものをうまく活用していくということが大切なんだと思っておりますので、ぜひ積極的にやっていただけるようお願いしておきたいと思っております。

最後の都市計画の関係なのですが、（仮称）吾妻大橋を通じてというんですか、川戸インターから旧市街地ですかね、駅前に通じる道というのは当然できるということなんだと思います。最初計画した当時、非常に財政が厳しかったんで、私はそれについてはやることに少し懐疑的だった部分があるんですけども、実はそういう実態もあるんですが、ここまで上信道の計画が進んでくると、今度はそれに合わせてきちっとした体制を組まないと、やっぱりかなり取り残される可能性を心配しています。だから、そういった意味で、今は駅前でとまっているようですけども、できればダイレクトに145なり、その向こうの道に接続できるような道があることが必要のような気がします。以前にも町で検討したことがあるというような経緯は聞いていますけれども、その辺のところについては今は全くそのままになっているのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のご質問の中にありましたように、以前、駅南から駅北への道路整備につきまして計画があったということですが、関係する町民の皆さんとの合意が得られなかったということで計画がちょっと頓挫したというふうなことだと聞いております。今後は、そういうかつての経緯等も十分に調査いたしまして、そして駅南から北へスムーズな乗り入れができるような方策が、そしてまた、経費的にも非常に考えられた形であるものができるかどうか、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

街路事業の一環として、原町駅も含めて総合的に市街地の再開発をする必要みたいなのがやっぱり出てくるんだと思います。そういったことで、先ほど町長言ったように、駅南町づくり連絡会、こういったものがあるんだと思いますので、そういったところと協議をして、いろいろ意見を聞いて連携をする中で、そういうプランづくりみたいなものをしてみたらどうかなと思うんですが、このままですと旧市街地というんですか、この役場の前の通りが非常に現在寂しい状況になっていますので、その辺についての考え方はございませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 確かにご指摘のように、旧の町並みが非常に寂しい状況になっておるところでございます。この町並みがまた復活できるような、そういう駅南の整備が道路を含めてできるか。そういうものにつきましても、今後、駅南町づくり連絡会の皆さんとともに考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひお願いしたいと思います。

昨年でしたか、企業誘致奨励金の交付条例というのが多分というか、昨年だったと思えますね、できましたけれども、こういったものをうまく活用して市街地の再開発というものに対応できるようなふうに、前にも言いましたが、改正等も必要になってくるような気がします。ぜひとも前の質問のときに副町長が答えていただいたんですかね、改正も検討しているというような話だったんで、早い機会にそういったものを考えていただくことも必要なんだと思っています。そういった中で、要するにこの市街地が吾妻地域の中心市街地としてのポジション、そういったものを不動のものにしていかないといけないかなと思っています。要は交通の流れが変わったことによって、取り残されてしまうということのないような対策を今から考えていく必要があるんだと思いますけれども、それについて町長の意気込みを最後にちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おっしゃるとおり、吾妻郡の中心市街地として、今まさに発展をしてくれているところでございます。この状況をさらに進めていくために、駅南を巻き込んで進めていくために、さまざまな制度等を研究いたしまして進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

企業誘致奨励金条例につきましては、今後状況あるいは時期を見て、その点につきましても検討してまいりたいというふうに思います。現在既に担当課のほうで協議をしているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 具体的に動いていただいているということで、かなり期待できるものだと思います。正直言って、自分で感じているのは市街化、中心市街地がこの町で残れるか、中之条にシフトするかもわかりませんが、要するにお互いに連携できてうまくいけばいいんだと思いますけれども、この町としてそれに取り残されるようでは、この町の将来が見えてこない部分があるんだと思います。原町は市街地として、川戸は工業地域として、そのほかのエリアは観光とか、いろいろな分野でやっぱりすみ分けをして、きちんとした生き延びる方策を考えていかなければいけないんだと思います。その中心的な市街地について取り残されることのないようにだけ、ぜひお願いしたいと思います。ですから、後手を踏まないようにぜひしていただくということを、要請というかお願いして、質問を終わ

りたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見の点につきまして十分に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 以上で一場議員明夫議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午前 11時52分）

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 金 澤 敏 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、9番議員、金澤敏議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、通告に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

町長の考えと姿勢をお伺いいたします。

昨日、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例が賛成少数で否決されました。しかし、近いうちにまた再提出するでしょうから、国保問題に関しての基本的な町長の考えを伺いたいと思います。

そこで、まずは、今定例会中の全協に町民課から国民健康保険事業運営安定化計画案が提出されたことから伺います。

1の策定の目的の内容は、いかに国保の被保険者が他の保険に比べ、退職者や無職者、さらに非正規労働者の割合が多く、年齢構成が高いこと、若くても低賃金で働かされている非正規労働者が多いことから平均所得も低い。このことから国保の貧困化といった構造的な問

題をしっかりとつかんでいました。この認識については、町長も同様にお持ちでしょうか。

それなのに、今回の急激な値上げを目指したことはとても見過ごすわけにはまいりません。2年前も私は、このようなことを前提に数字を出して質問を行いました。そのときの数字は、84年には国保加入者の平均所得は179万円でしたが、07年は167万円となっていると質問いたしました。09年の数字が出てまいりましたので申し上げますが、158万円となっています。実に84年から比べれば11.4%弱の下落となっております。昨年の数字は手元にありませんが、不況、不況と言われている昨今ですから、とても改善されたとは考えられず、さらに所得は減少していると考えられます。

所得が下がっているのに保険料が上がるのでは滞納がふえるのは当たり前です。今国保は値上げ、滞納増、財政難、値上げ、さらなる滞納増という悪循環に陥っています。加入者は全国的に、そして当町においても3分の1ということですが、運営安定化計画の中でも示されているように、所得の少ない世帯が加入している国保ですから、町としても特段の配慮が求められているのではないのでしょうか。極端な値上げは生活の大もとを壊すこととなります。激変緩和措置も考えるべきです。一般会計からの繰り入れもどのくらい入れればいいのかの議論も当然必要ですし、長期的、総合的視点に立っての国保税の改定の決定をすべきで、町民の安心・安全や健康、福祉を守るという自治体本来の役割の精神に立ち返り、国保再建に力を注ぐべきだと思っております。特に全協で町民課長は、町として見通しが甘かったことを認めております。どちらかと言えば町の責任を国保加入者に転嫁するというところにこれではなるのではないのでしょうか。

全国では高過ぎる国保税を払えない滞納は436万世帯、全加入者の2割に上がっているということが、10年度の調査でわかっております。払えない人には親身に相談に乗り、生活実態を把握して、分割納付や保険料の減免の処置をとるのが自治体の役割です。減免制度は、法定減免と各市町村の条例などで実施する申請減免があります。当町ではどうなっているのか。これらの減免制度の充実やその制度を積極的に適用し、改善、拡充を図ることが重要ではないのでしょうか。

資格証明発行問題もありますので、全体について再度詳しくは自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、質問通告に基づきまして、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

国民健康保険は、病気にかかったときに、国民すべてがいつでも、どこでも安心して医療を受けることができる国民皆保険体制を維持し、その給付と負担が国民にとって公平な制度であることが必要であります。しかし、被用者保険に比べて高齢者が多く加入し、また保険税負担能力が低い方々の加入割合が高くなっていることなどから、医療費は高く、財政運営が厳しい状況にあります。後期高齢者医療制度が施行された今日でも、国保が抱える問題は依然として解消されておられません。保険税を納めることは自分が大きな病気やけがをしたときのためであり、ひいてはすべての人の安心にもつながることになります。前年度の1人当たりの保険税はおよそ9万円で、県内市町村平均より1万円ほど下回っております。

国民健康保険税の賦課徴収の根拠につきましては、地方税法第2条に、地方団体はこの法律の定めるところによって地方税を賦課徴収することができることあり、第5条第6項で、市町村が課することができる目的税として、第5号に国民健康保険税があり、第703条の4に国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができること規定されております。

徴収の方法につきましては、法第706条で国民健康保険税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例の定めるところによって、普通徴収または特別徴収の方法によらなければならないと規定されております。

この保険税の決め方は、その年に予測される医療費から受診者が支払う一部負担金と国・県などからの補助金を差し引いた分が保険税全体の額として先に決められ、その全体額を所得割、資産割の応能負担と均等割、平等割の応益負担に基づいて割り振って決められます。課税方法は8割の自治体の本町と同じ4方式を採用しておりますが、最近では資産割をなくし、3方式へ移行する傾向がございます。

低所得世帯に対しましては、法第703条の5に、市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額及び山林所得金額の合算額が低所得者世帯の負担能力を考慮して、政令に定める金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い、当該市町村の条例で定めることによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額または世帯別平等割額を減額するものとする、減額措置が規定をされております。この規定に基づきまして、当町では国民健康保険税条例第23条で7割、5割、2割の減額措置を定めて、加入者の負担を少なくする

よう努力をしてきたところであります。

また、法第717条に、地方団体の長は天災その他特別の事情がある場合において、国民健康保険税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該国民健康保険税を減免することができる、減免措置につきまして規定をされております。町では条例第24条の3に減免措置を定めておりますが、その取り扱いにつきましては、個々の納税相談の中で条例や法に照らし合わせ、適切に判断させていただいておりますが、9月定例会での決算認定時における監査委員さんの報告の中で、自主財源の確保、住民負担の公平性を期する観点から、関係法令に基づき、滞納額等の解消に引き続き努力するようご意見を賜っております。このように財源確保、そして他の納税者に対しましても、公正、公平さを欠くことのないよう努めております。

徴収猶予に関しましては、法第15条に、地方団体の長は納税者または特別徴収義務者が次の各号の1に該当する場合において、その該当する事実に基づき、その地方団体の徴収金を一時に納付し、または納付することができないと認めるときは、その納付し、または納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、または納入すべき期限を定めることを妨げないと規定され、次の各号とは、1、納税者の財産が災害を受け、または盗難にかかったとき。2、納税者または生計を一にする親族が病気や負傷したとき。3、納税者がその事業を廃止し、または休止したとき。4、納税者が、その事業につき、著しい損失を受けたときのいずれかの場合において徴収を猶予することができる」とされております。

しかし、法第16条には、第15条の規定により、徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が50万円以下である場合、または担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない」と規定され、国債や地方債、都市または地方団体の長が確実と認める保証人の保証などを求めることとなります。

さらに法第15条の3では、第15条の規定により、地方団体の徴収金について徴収の猶予を受けた者が次の各号の1に該当するときは、地方団体の長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる」とあり、各号とは、1、分割して納付することを認めた徴収金を、その期限までに納付しないとき。2、第16条第3項

の規定により、担保の提供または変更その他担保を確保するため、必要な行為に関する地方団体の長の求めに応じないとき。3、徴収の猶予を受けた者の財産の状況、その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるときなどの場合は、その時点で全額徴収となります。

また、徴収猶予の趣旨につきましては、法第15条と同じ内容であります国税通則法第46条で考えていただきますとわかりやすいかと思いますが、国税の場合は一括納付が原則となっていますので、徴収猶予の効果が納期限より先1年に延びますが、地方税につきましては、もともと分割納付となっていることが多く、特に国民健康保険税の場合、町では8期分割となっていますので、徴収猶予の効果も薄いのではないかと考えております。

保険者は、保険税滞納者対策実施規程に基づき、被保険者間の負担の公平を図る観点から、滞納者に対する対策を実施し、税務会計課と町民課の両課で収納の確保に努めております。10月末現在で資格証明書の発行件数は、昨年より1件ふえ、46件、短期被保険者証発行件数は、昨年より19件ふえ、103件です。世帯主に特別な事情がないにもかかわらず滞納した場合は、弁明の機会を設け、内容が不当と判断された場合、被保険者証の返還手続、資格証明書の発行を行っております。

審査に当たっては、滞納者の事情を十分に調査し、あくまでも慎重に公平性を欠くことのないよう実施をしております。国民健康保険中央会においても、我が国の社会の安定のため、今後も国民皆保険体制を堅持するため、活動を強化しております。国保制度は国民皆保険制度の基盤をなしていますが、少子高齢化の進展及び商業構造の変化等により、医療保険制度間に負担の不均衡が生じております。このため、公的医療保険制度をすべての国民に共通する制度として、医療保険制度の一本化の早期実現を目指しております。町では、国民健康保険運営協議会において、東吾妻町国民健康保険事業運営安定化計画を策定し、町民が将来にわたり安心して医療を受ける体制づくりを目指しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 法律の条項がずっと出てきましたけれども、町長、かいつまんで、もう少しわかりやすく教えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） わかりやすくということでございますので、まず減免措置についまし

ては、先ほども申しましたように、法第717条に、天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認める者や、貧困により生活のため、公費の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところによりまして、当該国民健康保険税を減免することができるというふうに規定をされているところでございます。町では法第717条に基づきまして、条例第24条の3で減免措置を定めておりますが、その取り扱いにつきましては、先ほど申し上げましたが、個々の納税相談を行う中で、条例や法にのっとり、適切に判断させていただいておりますが、財源確保、そして、ほかの納税者に対しましては、公正・公平さを欠くことのないよう判断しております。

また、徴収猶予につきましては、先ほど申し上げましたが、法第15条で、地方団体の長は、納税者が、財産が災害を受け、盗難にかかった場合、生計を一にする親族が病気や負傷した場合、納税者が事業を廃止した場合、休止した場合、納税者が事業について著しい損失を受けた場合のいずれかに該当する場合に、その地方団体の徴収金を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することはできないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づいて、1年以内の期限を設けまして、分割して徴収することができることと定められております。

しかし、法第16条には、徴収を猶予する場合は、その猶予する金額が50万円以下の場合や、担保を徴することができない特別の事情がある場合以外は、その猶予に係る金額に相当する国債や地方債、土地または地方団体の長が確実と認める保証人の保証などの担保を求めるとなるわけでございます。さらに法第15条の3では、徴収猶予を受けた者が、分割して納付すると認めた徴収金をその期限までに納付しない場合、追加担保の提供などの地方団体の長の求めに応じない場合、また、徴収の猶予を受けた者の財産の状況、その他の事情の変化によりまして、その猶予を継続することができないと認められるなどの場合、地方団体の長は、その徴収の猶予を取り消して、その猶予に係る地方団体の徴収金を1回で全額徴収するということとなります。先ほども申しましたけれども、徴収猶予の趣旨は、法第15条と同じ内容でございますが、国税の場合は一括納付が原則となりますが、徴収猶予の効果が納期限より先1年延びますと、地方税につきましては、もともと分割納付となっていることが多い状況でございますが、徴収猶予の効果も国税として比較的薄い状況になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） もう少しかみ砕いて話していただけないのかなとちょっと感じているんですけれども、じゃ、進めさせてもらいますけれども、条例24条で免除というか、減免があると、当町としては。これ昨年というか、この二、三年どのくらいの推移で申請が出ているか、ちょっと教えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 1件だそうでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） なかなかこの減免制度が町民の間に伝わっていないんじゃないかという気がしてならないんですけれども、そのような町民に対しての周知徹底は行っておるんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 減免制度につきましては、先ほども申しましたように、個別の納税相談を行う中で、条例や法に照らし合わせて適切に判断するよう努めております。9月定例会の決算認定時における監査委員さんの報告の中で、自主財源の確保、住民負担の公平性を期する観点から、関係法令に基づき滞納額等の解消に引き続き努力するようご意見を賜っておりますように、財源確保その他の納税者に対しましても公正、公平さを欠くことのないよう努めておまして、また、減免制度の周知徹底につきましても、これからも広く広めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 町長は今の答弁の中で、資格証明書も短期保険証もふえているというような表現をなさっていましたが、そういう方々に対して短期保険証ですと、本当に当町は何かすごい短いというような話を聞いていますけれども、そういう中で、あと資格証明書でしたらば、全額窓口で医療費を払わなければいけないわけですね。納税がなかなかできないような方が窓口で全額払わなければいけないと。ほとんどつらいんで、きっと医療を受けるということすらあきらめているような人が多いと思うんですね。今監査委員の発言、それは確かにそうです。そうでしょうと私も思いますけれども、病人からふとんをはぎ取るようなことまで監査委員は求めているのかと。そんなことはないんじゃないかと。こういう制度がありますよ、ああいう制度がありますよと言って、支払いができない低所得者のために、いろいろこうやって法があるのでございます、法や条例が。今町長が地方税法の15条のことをおっしゃっていましたが、1つ落としているんじゃないかと思っておりますけれども、

それはお気づきでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 15条徴収猶予の要件等のことかと思えますけれども、最後に、前各号の1に該当する事実に類する事実があったときというものも含まれております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） そのとおりです。5にその字句が入っております。今失業ということで、急激にそういう方がふえているんですね。国保税は基本的に前年度の収入によって税の金額が決まりますので、つい1年前まで仕事をしていて、しっかりと、それは社会保険のことでしょうけれども、払っていた人が失業することによって収入が途絶えてしまう。これ基本的にはその2、3で書いてあるような、3、4ですか。事業者だったら事業を廃止、また休止、4としては事業につき著しい損失があったときということがあるんですけれども、それとほとんど同じだと思うんです。こういう方に対しての目配せ、気配りはあるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、納税相談の中で条例や法に照らし合わせて適切に判断をしておるところでございます。また、世帯主に特別な事情がないにもかかわらず滞納した場合は、弁明の機会を設けまして、内容が不当と判断された場合には被保険者証の返還とか、資格証明書の発行を行っておるところでございます。審査に当たっては、納税者の事情を十分に調査をしまして、あくまでも慎重に公平性を欠くことのないように実施をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 何を言ってもその辺のことの表現で、町長としての、確かに当町の町民の中の3分の1ぐらいの方が国保に入っていて、その3分の2の方のことを考えれば、公平とかいろいろなことを考えれば、国保だけにそれほど手厚くできないんだということが言いたいんだとは思いますが、前段で私が国保に入っている世帯はどういう世帯かというのはちゃんと伝えてあるはずですし、町の町民課から出ている健康保険事業運営安定化計画の中でも、その辺はしっかりとうたってあるわけですね。そのことは政治的判断というものもきつとあると思います。そういうことが今の町長の答弁では完全に抜け落ちているのではないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのことにつきましては、やはり行政として行うことでございますので、条例や法に照らし合わせることが基礎でございます、そのことによって適切に判断していくことが原則でございます。また、政治的な配慮というものができる部門、いわゆるゾーンがあれば、それをよく調査しまして、そのようなことができ得る状況なら行ってきたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 納税緩和制度の中で、今15条のことが言われていますけれども、この町の長である町長が判断できる権限が2つあるんですね。換価の猶予の15条の5と滞納処分の停止、15条の7、これは町長ができるものなんです。本当に財政的に厳しい、生活も大変だという方に対して、こういう制度がありますよということをちゃんと伝えられているのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今お尋ねの点の15条の7につきましては、既に町として、これにつきまして実施をしているところでございます。そのように行政といたしまして、努力して適切に判断できる場合には行っているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） ですから、そういう制度を今利用してもらっているということがわかれば、私としても力強いなと思います。ぜひこの国保に入っている方々の生活苦というものをしっかりと見ていってほしいと思います。

それで、今度つくる国民健康保険事業運営安定化計画なんですけれども、25年から29年までの5年間ということをおうたっております。この中でしっかりとどうこの5年間で税率を上げていくんだと。そういうものをしっかりと出すものが案として計画として、すみません、案じゃなくて計画なんですけれども、計画として出すべきではないかと思うんですけれども、そういう考えはございますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどの第15条の7につきましては、施策の実績の中にその状況が記載をされておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

また、国民健康保険事業運営安定化計画につきまして、現在その策定を進めておるところでございます、その全体計画が策定できましたら、またお示しをしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） だから、そういう長期的、総合的判断のもとにこの安定化計画をつかって、その中にしっかりと税率を入れていくということが必要なのではないのでしょうか。そういうことを目指すというふうなお答えはありませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのように考えてまいります。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） こうやって今回の12月定例会に上程されたように、平均17から18%、上がる方は25%も上がるような、そういうものがぼんと出てくる。そういうことではなく、今ちょうど本当に運営安定化計画を策定中なんですから、やっぱりそういうものの中にしっかりと計画として入れていく、それが重要だと思っております。ぜひそのように進めてください。もう一度お答え願います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見に沿うような形で安定化計画を策定してまいりたいというふう考えております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） では、もう一つちょっと気になることなので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、滞納をすることによって保険証が取り上げられるということがあります。そういう中で、短期保険証を当町も発行しているとは思いますが、何か月の保険証なんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 1カ月、3カ月、6カ月という段階になっておるそうでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） それはわかっているんですけれども、当町は、この短期保険証、発行しているのは何か月のものが一番多いんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 1カ月だそうでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） そうなんです。調べてみましたらば、当町は1カ月が一番多いということ。でも、これは県内では圧倒的に少数なんです。普通は最低でも3カ月、一般

的には6カ月というのが、県内のほかの自治体です。何でうちの町は1カ月なんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、ちょっと把握をしておりませんので、ここでちょっと詳細までお話しすることはできません。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 1カ月、また渋い顔をされて町民課に出向いていかなければいけない。そういう中で徐々に徐々にもう医者にかかれぬ。そういう人たちがふえているという現実があるわけです。もっと町民の安心・安全、健康を守るんだという、そういう視点が町の姿勢として欲しいと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のおっしゃるとおりでございます、それが町の基本でございますので、極力それに向けた形で、法や規則等の段階をクリアしながら努力をしているところでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） ぜひその方向でしっかりとやっていってほしいと思います。これからどういう税率を上げるという数字が出てくるかわかりませんが、今回のような上げ方では、本当に激変緩和措置をしっかりとっていただかない限り、なかなか大変なことになると思います。まだ税率わかりませんから何とも言えませんが、それなりのアップが出たときの激変緩和措置というものを、当町はどのように考えるのでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 昨日の件もでございますので、そういうものを踏まえて、これからよく詰めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） これで最後にいたしますけれども、国保、本当に町民の健康のために必要な制度です。これが今崩壊しようとしている。それを何とかして守らなければいけないのではないかと。それが私の考えです。確かに税率を上げなければもたないということも理解しています。その中でしっかりと激変緩和の措置ができる、そして町民を守っていくんだという姿勢を最後にもう一度お願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町といたしましては、弱者を切り捨てるような、そういう制度というものは考えているわけございませんので、金澤議員のご意見を十分に協議、検討いたしまして、今後、税率あるいは計画等を策定してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

これをもちまして町政一般質問は終わります。

---

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定をいたしました。

---

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

---

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成24年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る7日に開会をされました今期定例会におきましては、東吾妻町暴力団排除条例など、条例関係5件、平成24年度一般会計補正予算など予算関係5件、その他東吾妻町第1次総合計画後期計画についてなど2件を提案をさせていただきましたが、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、否決となりました。これを真摯に受けとめ、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。そのほかの案件につきましては、原案のとおりご議決いただき、本日閉会の運びとなりました。

なお、議案審議や一般質問におきましてちょうだいいたしました貴重なご意見、ご提言につきましては、真摯に受けとめ、十分に留意して努めてまいりたいと考えております。今後の町政運営に反映してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、ことしも残すところわずかとなりましたが、一昨日に行われました衆議院議員選挙では自民党が単独過半数を確保し、公明党と連立を組み、3年3カ月ぶりに政権復帰することになりました。群馬県におきましても、小選挙区では自民党が5議席を独占いたしました。また、この26日にも安倍総理が誕生するものと思われます。今後の国の動向を注視していきたいと思っております。

議員の皆さんには、この1年、町民の代表として重責を果たされ、重大なご尽力をいただきましたことに深く敬意を表するとともに、心から御礼を申し上げます。これから寒さも一段と厳しさを増してまいりますが、議員皆様におかれましても、年末のお忙しい時期、健康にご留意され、輝かしい新春を迎えてくださいますようご祈念を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

---

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会に際しまして、一言あいさつを申し上げます。

平成24年第4回定例会は、12月7日から本日まで12日間にわたり開催をされまして、平成24年度補正予算5件、条例制定等8件の執行部提案に加え、議員提案の特別委員会設置、委員会提案の条例改正等4件、陳情の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。12日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

会期中の発言には、町政を執行するに当たり参考になったものがあつたかというふうに思います。新しい年度の予算編成に当たり、それらが十分に生かされてくるものと期待をしておるところでございます。

本定例会会期中に執行されました第46回衆議院議員総選挙では、事前に報道機関が予測したとおり自由民主党の圧勝になり、政権に復帰することに相なりました。選挙公約に掲げた各種政策の実現等、いろいろな面で二流国になり下がろうとしている我が国に歯どめをかけ、我が国が再び持続可能な発展を遂げるような政策を、心から期待をしておるところでございます。

今年も残り少なくなりました。これからは寒気も増してまいります。お互いに事故や健康に留意され、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよい年を迎えられますことを祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上をもって、平成24年第4回定例会を閉会いたします。

大変にお世話になりました。お疲れさまでございました。

（午後 1時54分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 金 澤 敏

署 名 議 員 青 柳 はるみ

署 名 議 員 須 崎 幸 一